

メキシコにおける化粧品の輸入制度

2013年5月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
メキシコ事務所
海外調査部 中南米課

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| I. 主な官庁及び化粧品のカ分カ | 1 |
| 1. 主な官庁 | 1 |
| 2. 関連法 | 1 |
| 3. 化粧品のカ分カ | 3 |
| 4. 備考 | 6 |
| II. 化粧品のカ輸入 | 7 |
| 1. 輸入申告前のカ検査 | 7 |
| 2. 化粧品のカ輸入に係るメキシコ公式規格 (NOM) | 7 |
| 3. 化粧品のカ輸入に対する関税及びその他諸税 | 7 |
| 4. 化粧品のカ輸入に際し特別に添付すべき書類 | 7 |
| III. 化粧品のカ流通・販売のための手続きおよび要件 | 8 |
| 1. 商品・サービス施設営業届出書 | 8 |
| 2. 商品のカ流通のため留意すべき事項 | 8 |
| IV. 成分・材料にカ関する基準 | 10 |
| V. 化粧品のカラベル表示 | 19 |
| 1. 商品のカ総称および固有名称 | 19 |
| 2. 責任者、原産国のカ明示 | 19 |
| 3. ロットのカ表示 | 19 |
| 4. 使用説明 | 19 |
| 5. 量のカ表示 | 19 |
| 6. 成分一覧のカ表示 | 19 |
| 7. 使用期限 | 20 |
| 8. 注意書き | 20 |
| 9. 絵、図による表記 | 24 |
| 10. ラベルのカ様式 | 24 |
| 11. 全国化粧品工業会議所 (CANIPEC) によるラベル表示のカ例 | 24 |
| VI. 関係機関等のカ連絡先 | 27 |
| 1. 官庁 | 27 |
| 2. 業界団体等 | 27 |
| 3. 輸入業者、流通業者等 | 27 |
| 別添資料 | |
| 別添 1 | 30 |
| 別添 2 | 42 |
| 別添 3 | 51 |
| 別添 4 | 55 |

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）メキシコ事務所がBMD Marketing Groupに委託し作成したものです。本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報は必ずご自身で確認してください。

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：「メキシコにおける化粧品の輸入制度」

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

| | | |
|-----|--------------------------------|--------|
| ご所属 | <input type="checkbox"/> 企業・団体 | 会社・団体名 |
| | | 部署名 |
| | <input type="checkbox"/> 個人 | |

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～

1. 主な官庁及び化粧品のカ分カ

1. 主な官庁

保健省（SSA）は連邦保健衛生リスク防止対策委員会（COFEPRIS）を通じて保健衛生の規制・管理・推進に関する権限を行使する。COFEPRIS は運営上の自治権を有する機関で、保健省の推薦により大統領が指名する委員長（Comisionado Federal）により統制され、次の業務を行う。

- ・ 保健施設の管理および監視。
- ・ ヒトの健康に対する環境要因による弊害に関する予防および管理。
- ・ 労働衛生および基本的衛生整備。
- ・ 商品・サービスおよびその輸出入ならびに商品の製造工程に関わる施設の衛生管理。
- ・ 医療機器、人工装具、機能性補助具、診断薬、口腔外科用資材、外科用品、治療
- ・ 衛生製品の製造工程、使用、保全、輸出入および最終処分の衛生管理ならびにこれら商品の製造工程に関わる施設の衛生管理。
- ・ 事業、商品、サービスの広告にかかわる衛生管理。
- ・ ヒトの臓器、組織およびその構成物、細胞の処分にかかわる衛生管理。
- ・ ヒトの臓器、組織、細胞の提供・移植にかかわる衛生管理。

2. 関連法

(1) 法規

- ・ 保健一般法（Ley General de Salud）
- ・ 商品・サービス衛生管理規則（Reglamento de Control Sanitario de Productos y Servicios）
- ・ 広告に関する保健一般法細則（Reglamento de la Ley General de Salud en Matetia de Publicidad）
- ・ 化粧品に関して保健一般法の諸条項を改正・追加する政令（Decreto por el que se reforman y adicionan diversos artículos de la Ley General de Salud, en materia de cosméticos）
- ・ 規制改善連邦委員会の手続き・サービス連邦登録に登録され、保健省が連邦衛生リスク防止対策委員会を介して適用する手続き・サービスおよび様式を公布する決議（Acuerdo por el que se dan a conocer los trámites y servicios, así como los formatos que aplica la Secretaría de Salud, a través de la Comisión Federal para la Protección contra Riesgos Sanitarios, inscritos en el Registro Federal de Trámites y Servicios de la Comisión Federal de Mejora Regulatoria）
- ・ 香水・化粧品の製造において禁止・制限される物質を定める決議（Acuerdo por el que se determinan las sustancias prohibidas y restringidas en la elaboración de productos de perfumería y belleza）
- ・ 保健一般法第 420 条および第 421 条を改正し、第 414 条 2 を追加する政令（Decreto por el que se reforman los artículos 420 y 421 y se adiciona el artículo 414 Bis a la Ley General de Salud）

(2) 規格

- ・ NOM-002-SCFI-2011 「予め包装された商品の正味量許容差および検証方法」
- ・ NOM-089-SSA1-1994 「財・サービス：化粧品における微生物含有量を確定する方法」
- ・ NOM-141-SSA1-2012 「財・サービス：予め包装された香水・化粧品のラベル表示」
- ・ NMX-Z-12/1-1987 「属性別検査のためのサンプリング」

(3) 州法

- ・ アグアスカリエンテス州保健法 (Ley de Salud del Estado de Aguascalientes)
- ・ バハ・カリフォルニア州公衆衛生法 (Ley de Salud Pública para el Estado de Baja California)
- ・ 保健省とバハ・カリフォルニア・スル州が衛生管理推進に関する権限行使のための連携について署名した具体的合意 (Acuerdo específico de coordinación para el ejercicio de facultades en materia de control y fomento sanitarios, que celebran la secretaría de Salud y el Estado de Baja California Sur)
- ・ カンペチェ州保健法 (Ley de Salud del Estado de Campeche)
- ・ コリマ州保健法 (Ley de Salud del Estado de Colima)
- ・ コアウイラ州の商業・工業・サービス施設に関する規則 (Reglamento para establecimientos mercantiles, industriales y de servicios de Coahuila)
- ・ 保健省とチワワ州が衛生管理推進に関する権限行使のための連携について署名した具体的合意 (Acuerdo específico de coordinación para el ejercicio de facultades en materia de control y fomento sanitarios, que celebran la secretaría de Salud y el Estado de Chihuahua)
- ・ メキシコ連邦特別区保健一般法 (Ley General de Salud del Distrito Federal)
- ・ 連邦保健衛生リスク防止対策委員会が参加する保健省とドゥランゴ州が衛生管理推進に関する権限行使のための連携について署名した具体的合意 (Acuerdo específico de coordinación para el ejercicio de facultades en materia de control y fomento sanitarios, que celebran la secretaría de Salud, con la participación de la comisión federal para la protección contra riesgos sanitarios, y el Estado de Durango)
- ・ メキシコ州保健規則 (Reglamento de Salud del Estado de México)
- ・ グアナフアト州保健法 (Ley de Salud del Estado de Guanajuato)
- ・ ゲレロ州第 159 号保健法 (Ley num. 159, de Salud del Estado de Guerrero)
- ・ イダルゴ州保健法 (Ley de Salud para el Estado de Hidalgo)
- ・ ミチョアカン州保健法 (Ley de Salud del Estado de Michoacán)
- ・ モレロス州保健法 (Ley de Salud del Estado de Morelos)
- ・ ナヤリット州保健法 (Ley de Salud para el Estado de Nayarit)
- ・ ヌエボ・レオン州保健法 (Ley estatal de Salud de Nuevo León)
- ・ オアハカ州保健法 (Ley estatal de Salud de Oaxaca)
- ・ プエブラ州保健法 (Ley estatal de Salud Puebla)
- ・ ケレタロ州保健法 (Ley de Salud del Estado de Querétaro)
- ・ キンタナ・ロー州保健法 (Ley de Salud del Estado de Quintana Roo)
- ・ サン・ルイス・ポトシ州保健法 (Ley de Salud del Estado de San Luis Potosí)
- ・ シナロア州保健法 (Ley de Salud del Estado de Sinaloa)
- ・ ソノラ州保健法 (Ley de Salud para el Estado de Sonora)
- ・ タバスコ州保健法 (Ley de Salud del Estado de Tabasco)
- ・ タマウリパス州保健法 (Ley de Salud para el Estado de Tamaulipas)
- ・ トラスカラ州保健法 (Ley de Salud del Estado de Tlaxcala)
- ・ ベラクルス州保健法 (Ley de Salud del Estado de Veracruz)
- ・ ユカタン州保健法 (Ley de Salud del Estado de Yucatán)
- ・ サカテカス州保健法 (Ley de Salud del Estado de Zacatecas)

3. 化粧品の分類

「保健部門に関する商品・サービス衛生管理規則」により、以下のように分類される。

(1) 顔または身体用の香水・化粧品

- ア. オイル：皮膚の表面を清潔で潤いよく滑らかに維持することを目的とする製品で、動物、植物または鉱物由来の1つあるいは複数のオイルから構成されているもの。
- イ. つけまつ毛・つけ爪用接着剤：基本的にラテックスまたは有機溶剤に浸したラテックス由来の化合物からなる製品。
- ウ. 制汗剤：僅かに収斂作用のある物質を含有する製品で、皮膚の毛穴の大きさを目立たなくし、身体の局部における汗の通りを抑制する性質をもつ。
- エ. バブルバス：低濃度の石鹼で豊かな泡が立つ身体用の洗浄製品。
- オ. コンシーラー：身体あるいは顔に塗布するメイクアップ化粧品に類する製品で、目の下のクマ、小さなしみや肌の欠点をカバーあるいは隠すために用いられる。
- カ. 顔または身体用のクリーム：皮膚に塗布する油性の調製品で、肌により様々な作用のある無害物質の媒剤として使用される。
- キ. 美容品：適切な技術的手段により、身体の本래の香りを調整し、美しさを維持・向上できる香水・化粧品。
- ク. 除毛剤：皮膚に塗布することで、皮膚を傷めることなく表面の体毛を除去する物質を含有する製品。
- ケ. 皮膚洗浄剤：合成界面活性剤からなる製品で、石鹼、香料またはその他添加剤が追加されているものもある。
- コ. 体臭防止剤：発汗の悪臭を消臭または減少させ、匂いの発生を抑える、あるいは双方の作用が働く1つまたは複数の成分を含有する製品。
- サ. 脱毛剤：予め溶かして皮膚に塗布するロウと樹脂の混合物で、冷めた後に拭き取って毛根と毛乳頭と共に体毛を引き抜き、その発毛を遅らせる。
- シ. 化粧石鹼：その物理的状态に関わらず、天然由来の油脂の鹼化、脂肪酸の中性化、あるいは物質の混合により得られる製品で、天然もしくは合成の香料およびその他添加剤を含有する場合がある。また、何らかの美容特性が付与され、その物理的・化学的あるいは物理化学的作用によって皮膚の洗浄および衛生が促される。
- ス. 顔または身体用のローション：アルコールおよび保湿、軟化、引き締め、清涼、洗浄またはクレンジング等の特定の作用を決めるその他成分を含有する液状製品。
- セ. メイクアップ化粧品：皮膚に塗布する製品で、細かな欠点をカバーしたり、肌に特定の色味を与えたり、過度のテカりを防ぐために用いる。色素と媒剤の混合物により構成される。
- ソ. アイメイク化粧品：製品の形状に関わらず、眼の外観を良くするためにその周囲に塗布するもの。
- タ. パック：一定時間の間、顔につける製品で、形状や成分は様々だが、肌の洗浄・軟化・保湿・引き締め・整えのため、あるいは肌に良いその他作用を与えるために使用する。
- チ. 香水・コロソ・エクストラクト：一般にアルコールやその他不活性媒剤に溶かした天然もしくは合成の香料を混合したもので、皮膚につける。
- ツ. 美容ケア製品：肌の機能の欠点または変化の軽減あるいは予防を目指す、もしくは肌の構造を修正する香水・化粧品。
- テ. ひげそり前・ひげそり後用の調製品：製品の形状を決定する媒剤に清涼感のある界面活性剤を組成したもので、ひげを軟化し、皮膚の状態を整えるために使用する。

- ト. ネイルケア製品：有機溶剤に樹脂を混ぜたもので、色素やその他添加剤または硬化剤を含有することもある。爪の割れを防ぐ、色味や輝きを与える、爪を補修する、外観を良くする、爪の厚みを増す、あるいは割れを防ぐために爪に塗布する。
- ナ. 手指洗淨製品：脂肪族系溶剤、ケロセン、油脂等から構成され、塗布性を向上し、肌の油分喪失を防ぐために皮膚軟化剤を加えているものもある。水と石鹼で手指を洗う必要なく使用できる。
- ニ. リップ用製品：基本的にロウ、油脂あるいはその他無害な物質からなり、色素が添加されているものもある。その組成に応じて、唇に色味や輝きを与えたり、唇を保護したりする。
- ヌ. 香水・化粧品：皮膚やその近くの身体部分に直接塗布するためのもので、人の外観を美しく、より良くするとともに清潔を維持することを目的とする。
- ネ. 低刺激性香水・化粧品：刺激を受けやすい人の皮膚に有害反応を引き起こさないもの。
- ノ. 甘皮除去剤：爪の甘皮を軟化し、除去しやすくするために使用する製品。
- ハ. リムーバー、除光液：有機溶剤からなる製品で、この溶剤が持つ乾燥作用を弱めるために僅かな量の脂質を含有する場合もある。
- ヒ. 頬紅：色素と媒剤の混合物からなる製品で、特定のトーンの色味を与えるために頬に塗布する。
- フ. バスソルト：可溶性の塩、香料と配合色素を混ぜ合わせたもので、多くの場合、水を軟化させるために使用する。
- ヘ. タルカムパウダー：衛生を目的とするパウダー混合物で、添加剤や付加成分の有無にかかわらず、皮膚の水分、油分または汗を吸収する。

(2) 日焼け止め剤・日焼け剤

- ア. セルフタンニング（自己日焼け）剤：太陽の紫外線による日焼けと同様の色素沈着を、紫外線の作用を介さずに一時的に発生させる製品。
- イ. 日焼け止め剤：皮膚に塗布して、太陽光線を遮断するために連続膜を形成する製品。
- ウ. 日焼け剤：サンスクリーンの混合・添加の有無にかかわらず、太陽光線による皮膚の色素沈着を促す製品。
- エ. サンプロック・サンスクリーン剤：製品の形状を決定する媒剤に1種あるいは複数のサンスクリーンを含有する製品。皮膚に塗布し、太陽光線の有害な影響を防止または軽減するための膜を形成する。あるいは、皮膚に悪影響を起こすことなく、日焼けを促す。

(3) 頭髪用品

- ア. コンディショナー：頭髪を保護し、毛根鞘を再生し、髪のを傷を塞ぎ、うろこ状のキューティクルを整える又は引き締めるために使用する製品で、自然で扱いやすい艶やかな髪にする。
- イ. ストレート剤：巻髪のウェーブを部分的または全体的に小さくするために使用する製品。
- ウ. シャンプー：頭皮、毛髪、身体から余分な油分や溜まっているちり・ほこりを落とすために使用する製品。
- エ. 脱色剤：毛髪の色を明るくする機能をもつ物質から成る製品。
- オ. リンス：シャンプーに含まれている界面活性剤の帯電を中和し、頭髪を扱いやすくするためにシャンプーの後に使用する製品。

- カ. 整髪剤： 髪のリヤを保持する或いは髪をスタイリングするために使用し、全体的に望んだ髪型が崩れないようにする製品。
- キ. ジェル： コロイドの分散相と連続相が結び付き、化粧品ノ媒剤として用いられるゼリ一質の塊を形成したもの。
- ク. パーマ用製品： 髪ノケラチン構造を化学的に変化させ、髪をウェーブさせる組成物。
- ケ. 染毛剤： 製品ノ形状にかかわらず、美容目的で、髪に色をつけたり髪本来ノ色を再現したりする製品。その配合によっては、髪ノ内部に浸透させずに表面に色をつけて洗い落すこともできる。あるいは、次第に色落ちする低分子量ノ直接染料で作られている製品や、無色ノ物質が使われ、より長く髪に色をつけるために髪に浸透し、様々な化学反応ノ結果、髪ノ上で色がついて変化する製品もある。
- コ. ヘアトリートメント、ヘアローション： 頭皮にとどまっている間に、髪ノベタついた性質あるいはパサついた性質を変化させ、美しく健康な髪へと導く製品。

(4) その他

- ア. 天然エッセンシャルオイル及びその混合物： 植物から抽出した濃縮または非濃縮ノ油状ノ揮発性製品。香りノよい芳しい成分となり、天然ノ香料と混ぜたり添加したりする場合もある。
- イ. 洗浄シート： 綿、セルローズまたはその他不活性素材ノ小さなシートを、洗浄特性のある液状調製品に染み込ませたもの。

4. 備考

香水・化粧品については以下の数値を超えてはならないと規定されている。

- ア. 小児用および目の周りに塗布する製品では、好気性微生物が 500UFC/g または 500UFC/ml 以下。
- イ. その他の製品については、好気性微生物が 1000 UFC/g または 1000 UFC/ml 以下。
- ウ. カビおよび酵母菌：好気性微生物が 100 UFC/g または 100 UFC/ml 以下。
- エ. 大腸菌： 検出されないこと。
- オ. サルモネラ菌群： 25g または 25ml 検体中に検出されないこと。
- カ. シュードモナス属緑膿菌： 検出されないこと。
- キ. 黄色ブドウ球菌： 検出されないこと。

II. 化粧品 of 輸入

1. 輸入申告前の検査

化粧品の輸入に特別な検査は存在しないが、保健省はメキシコ公式規格（NOM）または「保健部門に関する商品・サービス衛生管理規則」など関連法規遵守の是非を検証するため、輸入貨物からサンプルを無作為に抽出して分析することができる。サンプリングした商品が条件を満たしていないことが判明した場合、保健省はその修正を求めることができる。修正不可能な場合は保健一般法の規定に基づく措置が取られる。貨物の到着に先立って認定試験所においてサンプリング・分析され、メキシコ公式規格（NOM）または関連法規の遵守が検証された輸入品はこの限りではない。

2. 化粧品の輸入に係るメキシコ公式規格（NOM）

化粧品の輸入要件を満たすには、V. で後述する化粧品としての情報表示規格を遵守する必要があり、輸入業者（当該輸入製品のメキシコにおける責任者）の名称と税務上の住所を除き、輸入時に表示規格を満たしている必要がある。

3. 化粧品の輸入に対する関税及びその他諸税

化粧品の輸入に係る関税は表のとおり。また、メキシコへの輸入品には 16% の付加価値税（IVA）が課税されるが、国境地域の税率は 11% とされている。日本製の化粧品については、日本メキシコ経済連携協定（日墨 EPA）に基づき、2014 年 4 月に関税が撤廃される。

化粧品の関税率（一般税率）

| 関税番号 | 品名 | 単位 | 関税率 | |
|------------|--|-----|------|-----|
| | | | 一般 | 対日 |
| 3304 | 美容用、メイクアップ用または皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用または日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く）、マニキュア用またはペディキュア用の調製品 | | | |
| 3304.10.01 | 唇のメイクアップ用の調製品 | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3304.20.10 | 眼のメイクアップ用の調製品 | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3304.30.01 | マニキュア用またはペディキュア用の調製品 | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3304.91.00 | パウダー（固形にしたものを含む） | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3304.99.01 | 乳液 | Kg. | 15.0 | 3.0 |
| 3304.99.99 | その他 | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3305 | 頭髪用の調製品 | | | |
| 3305.10.01 | シャンプー | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3305.20.01 | パーマネットウェーブまたはストレート用の調製品 | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3305.30.01 | ヘアラッカー | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3305.90.99 | その他 | Kg. | 10.0 | 2.5 |
| 3401 | 石鹼、有機界面活性剤およびその調製品（石鹼として使用するもので、棒状、ケーキ状、塊状または成型品に限るものとし、石鹼を含有するか否かを問わない）、有機界面活性剤およびその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状またはクリーム状で小売用に限るものとし、石鹼を含有するか否かを問わない）、石鹼または洗浄剤を染み込ませた、塗布した又は被覆した紙、ウオッディング、フェルトおよび不織布 | | | |
| 3401.11.01 | 化粧石鹼（薬用を含む） | Kg. | 15.0 | 0.0 |
| 3401.19.99 | その他の石鹼 | Kg. | 15.0 | 2.0 |
| 3401.20.01 | その他の形状の石鹼 | Kg. | 15.0 | 2.0 |
| 3401.30.01 | 有機界面活性剤およびその調製品（皮膚の洗浄に使用するもので、液状またはクリーム状で小売用に限るものとし、石鹼を含有するか否かを問わない） | Kg. | 10.0 | 0.0 |

（注）対日関税率は日本メキシコ経済連携協定に基づく2013年5月時点の関税率だが、2014年4月1日に0%になる。

4. 化粧品の輸入に際し特別に添付すべき書類

化粧品の輸入に妻子、通常の輸入申告書類一式以外に特別に添付すべき書類はない。

III. 化粧品の流通・販売のための手続きおよび要件

保健一般法第 200 条 2 に基づき、化粧品の製造及び販売を行う施設は商品・サービス施設営業届出書 (Aviso de Funcionamiento) を提出する必要がある。

1. 商品・サービス施設営業届出書

全国のCOFEPRIS窓口またはウェブサイトと同様式を入手する。

(1) 様式への記入上の留意点

- ・ 施設の所有者、法定代理人および承認を受けた人物の氏名
- ・ 商品を製造、加工またはサービスを提供する施設の住所
- ・ 商品の製造、加工について最終製品、量り売り、輸出入専用製品など明示

(2) 手続き

COFEPRIS 窓口に記入済の届出書を提出する。

- ・ その場で発給される受領証を保管。
- ・ 提出した届出書の記載内容に不備がある場合、この不備を修正するよう直ちに通知される。
- ・ 届出書の提出は1度のみ。届け出の内容に変更が生じた場合は更新を届け出る。
- ・ 届出書を事業主または法定代理人以外の者が修正することはできない。
- ・ 届出書の記入内容を線で消したり、訂正・変更したりしてはならない。

(3) 届出書の有効期限

本届出書の有効期限は無期限である。事業を行う施設住所または、社名を変更する際は情報の更新を届け出る。

2. 商品の流通のため留意すべき事項

(1) 化粧品の自主規制および広告倫理

全国化粧品工業会議所 (Cámara Nacional de la Industria de Productos Cosméticos) は化粧品の利点に関する倫理的な広告を通じた適切な認識と理解の推進を基本原則の 1 つに掲げており、詳細は化粧品の自主規制および広告倫理に関する綱領 (Código de Autorregulación y Ética Publicitaria de Productos Cosméticos) (COSMEP 綱領) に明示されている。この綱領を通じて業界関係企業が社会的責任を全うするべく確固たる姿勢を社会に示している。

また「化粧品について保健一般法の諸条項を改正・追加する政令」は、第 IX 章第 270 条で次のように述べている。

化粧品の広告責任者は、自社製品を広告するに際し、保健省に届け出なければならない。届け出は規則に定める要件に基づき商標ごとに行うものとし、少なくとも次の情報が記載されていなければならない。製造者の名称・住所、輸入者および流通者の名称・住所、商標、当該商品および広告の責任者の氏名および連邦納税者登録 (RFC)。

2000 年 5 月 4 日付けの連邦官報に公布された広告に関する保健一般法細則にも留意する。この細則は、保健一般法が言及する商品、サービス、事業の広告の規制することを目的している。

(2) ラベル表示

メキシコ公式規格 NOM-141-SSA1-2012 (あらかじめ包装された香水・化粧品のラベル表示) は、消費者がより優れた商品を選択すると同時に商品の使用による健康リスクを防止

するため、容量にかかわらずあらかじめ包装された香水・化粧品のラベルに記載されるべき情報に関する要件を定めている。量り売りの商品を除き、化粧品の製造、販売、輸入を行う個人及び法人に適用される。治療用の製品、医薬化粧品には適用されない。規格の詳細は V. を参照。

メキシコ公式規格 NOM-030-SCFI-2006（商品情報-ラベル上の量の表示-仕様）は、国内で販売される「あらかじめ包装された製品」について、量の表示にかかわる計測単位、説明書き（内容量、正味量および充填量）の位置および大きさを定めている。このメキシコ公式規格は量り売り商品、内容物の数が見える包装あるいは1つの内容物しか入っていない包装で販売される商品、または商品の絵図が示されている商品（ただし、この絵図の中に包装に入っていない他の商品が載っていない場合に限る）には適用されない。用いるべき計測単位一般体系はメキシコ公式規格 NOM-008-SCFI-2002 に定められている。

(3) 試験等

メキシコ公式規格 NOM-089-SSA1-1994（化粧品における微生物含有量を確定する方法）は、衛生上、製品が使用に適したものかどうかを明確にするため、化粧品における微生物含有量を確定する試験方法を定めている。

メキシコ公式規格 NOM-002-SCFI-2011（あらかじめ包装された商品の正味量許容差および検証方法）は、2012年8月10日に経済省が公布したもの。この規格は、あらかじめ包装された商品の正味量の許容差と検証方法、質量または容量をもって正味量を表示する商品の検証に用いられるサンプリングについて定めている。国内販売される国内製造品及び輸入品に適用される。この規格を然るべく適用するためには以下の規格を参照する必要がある。

- ・ NMX-Z-12（属性別検査のためのサンプリング）
- ・ NOM-008-SCFI-2002（計測単位一般体系）

(4) 化粧品における使用禁止物質および使用制限物質

2010年5月21日付けで官報公示された香水・化粧品の製造における使用禁止物質および使用制限物質を決定する保険省令を参照する必要がある。

(5) その他

商品・サービス衛生管理規則第193条は量り売りについて次のとおり定めている。
染毛剤、パーマ用製品、ストレート剤、脱色剤、除毛剤、主な活性剤としてビタミン、プロテイン、レシチン、ヒドロキノン、リポソーム、その他該当する基準に定める物質を含有する美容製品は、量り売りで販売することはできない。

IV. 成分・材料に関する基準

原産国の衛生証明がある場合でもメキシコにおいて香水や化粧品への使用が禁止されている物質、使用が制限されている物質を考慮する必要がある。禁止、制限品目は2010年5月21日付で「香水・化粧品の製造における使用禁止物質および使用制限物質を決定する保健省令」として官報公示された。以下に内容を記載する。

1. 以下の麻酔剤の使用は禁止されている。

- (1) アセチルジヒドロコデイン
- (2) アセチルメタドール(3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニルヘプタン)
- (3) アセトルフィン(3-0-アセチルテトラヒドロ-7 α -(1-ヒドロキシ-1-エチルブチル)-6, 14-エンドエテノ-オリパビン)、また別称 3-0-アセチル-テトラヒドロ-7 α -(1-ヒドロキシ-1-メチルブチル)-6, 14-エンドエテノ-オリパビン)、5-アセトキシル-1, 2, 3, 3 β , 8, 9-ヘキサヒドロ-2 α -(1-(R)-ヒドロキシ-1-メチルブチル)-3-メトキシ-12-メチル-3; 9 α -エテノ-9, 9-B-イミノエタノフェナントレン(4 α , 5bed)フラン
- (4) アルファアセチルメタドール(アルファ-3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニルヘプタン)
- (5) アルファメプロジン(アルファ-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-プロピオンオキシピペリジン)
- (6) アルファメタドール(アルファ-6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニル-3-ヘプタノール)
- (7) アルファプロジン(アルファ-1, 3-ジメチル-4-フェニル-4-プロピオンオキシピペリジン)
- (8) アルフェンタニル(N-[1-[2-(4-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-イル)エチル]-4-(メトキシメチル)-4-ピペリジニル]-N-フェニルプロパンアミド-塩酸塩)
- (9) アリルプロジン(3-アリル-1-メチル-4-フェニル-4-プロピオンオキシピペリジン)
- (10) アニレリジン(1-パラ-アミノフェネチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル)
- (11) ベジトラミド(1-(3-シアノ-3, 3-ジフェニルプロピル)-4-(2-オキソ-3-プロピオニル-1-ベンズイミダゾリニル)ピペリジン)
- (12) ベンゼチジン(1-(2-ベンジルオキシエチル)-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル)
- (13) ベンジルモルヒネ(3-ベンジルモルヒネ)
- (14) ベータセチルメタドール(ベータ-3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニルヘプタン)
- (15) ベータメプロジン(ベータ-3-エチル-1-メチル-4-フェニル-4-プロピオンオキシピペリジン)
- (16) ベータメタドール(ベータ-6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニル-3-ヘプタノール)
- (17) ベータプロジン(ベータ-1, 3, 3-ジメチル-4-フェニル-4-プロピオンオキシピペリジン)
- (18) ブプレノルフィン
- (19) ジオキサフェチルブチレート(エチル 4-モルホリノ-2, 2-ジフェニルブチレート)
- (20) カンナビス・サティバ、インディカ、アメリカーナまたはマリファナ、その樹脂、調合物及び種子

- (21) ケトベミドン (4-メターヒドロキシフェニル-1-メチル-4-プロピオニルピペリジン) または 1-メチル-4-メタヒドロキシフェニル-4-プロピオニルピペリジン)
- (22) クロニタゼン (2-パラークロロベンジル-1-ジエチルアミノエチル-5-ニトロベンズイミダゾール)
- (23) コカ (葉) (エリスロキシロン・ノヴォグラナテンセ)
- (24) コカイン (ベンゾイルエクゴニンメチルエステル)
- (25) コデイン (3-メチルモルヒネ) その他塩類
- (26) コドキシム (ジヒドロコデイノン-6-カルボキシメチルオキシム)
- (27) けしがら濃縮物 (取り引きに供される際、けしがらのアルカロイドを濃縮化する工程で得られる物質)
- (28) デソモルヒネ (ジヒドロデオキシモルヒネ)
- (29) デキストロモラミド ((+) -4- [2-メチル-4-オキソ-3, 3-ジフェニル-4-(1-ピロリジニル)-ブチル] モルヒネ) または [+] -3-メチル-2, 2-ジフェニル-4-モルホリノブチリルピロリジン)
- (30) デキストロプロポキシフェン (α - (+) -4 ジメチルアミノ-1, 2-ジフェニル-3-メチル-2-ブタノールプロピオナート) とその他塩類
- (31) ジアンプロミド (n- [2- (メチルフェネチルアミノ) -プロピル] -プロピオンアニリド)
- (32) ジエチルチアンブテン (3-ジエチルアミノ-1, 1-ジ- (2'-チエニル) -1-ブテン)
- (33) ジフェノキシレート (1- (3-シアノ-3, 3-ジフェニルプロピル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル) 、または 2, 2-ジフェニル-4-カルベトキシ-4-フェニル) ピペリジン) ブチロニトリル)
- (34) ジフェノキシ (1- (3-シアノ-3, 3-ジフェニルプロピル) -4-フェニルイソニペコチン酸)
- (35) ジヒドロコデイン
- (36) ジヒドロモルヒネ
- (37) ジメフェプタノール (6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニル-3-ヘプタノール)
- (38) ジメノキサドール (2-ジメチルアミノエチル-1-エトキシ-1, 1-ジフェニルアセテート) 、またはジメチルアミノエチル 1-エトキシ-1-ジフェニルアセテート、またはジメチルアミノエチル ジフェニル-アルファエトキシアセテート
- (39) ジメチルチアンブテン (3-ジメチルアミノ-1, 1-ジ- (2'-チエニル) -1-ブテン)
- (40) ジピパノン (4, 4-ジフェニル-6-ピペリジン-3-ヘプタノン)
- (41) ドロテバノール (3, 4-ジメトキシ-17-メチルモルヒナン-6 β , 14-ジオール)
- (42) エクゴニン及びそのエステル類並びにエクゴニン及びコカインに成りうるエクゴニン誘導体
- (43) エチルメチルチアンブテン (3-エチルメチルアミノ-1, 1-ジ- (2'-チエニル) -1-ブテン)
- (44) エチルモルヒネ (3-エチルモルヒネ) またはジオニン
- (45) エトニタゼン (1-ジエチルアミノエチル-2-パラ-エトキシベンジル-5-ニトロベンズイミダゾール)
- (46) エトルフィン (7, 8-ジヒドロ-7 α , 1 (R) -ヒドロキシ-1-メチルブチル 0⁶-メチル-6-14-エンドエテノ-モルヒネ、また別称 (テトラヒドロ-7 α ; - (1-ヒドロキシ-1-メチルブチル) -6, 14-エンドエテノ-オリパビン)
- (47) エトキシリジン (1- [2- (2-ヒドロキシエトキシ) エチル] -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル)
- (48) フェナドキシソ (6-モルホリノ-4, 4-ジフェニル-3-ヘプタノン)

- (49) フェナンプロミド (n- (1-メチル-2-ピペリジンエチル) -プロピオンアニリド) または n- [1-メチル-2- (1-ピペリジニル) -エチル] -n-フェニルプロパンアミド)
- (50) フェナゾシン (2'-ヒドロキシ-5, 9-ジメチル-2-フェネチル-6, 7-ベンザモルファン)
- (51) フェンメトラジン (3-メチル-2-フェニルモルホリン 7-ベンゾモルファンまたは 1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ 6-11-ジメチル-3-フェネチル-2, 6, -メタノ-3-ベンゾアゾシン)
- (52) フェノモルファン (3-ヒドロキシ-n-フェネチルモルヒナン)
- (53) フェノペリジン (1- (3-ヒドロキシ-3-フェニルプロピル) 4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステルまたは 1 フェニル-3 (4-カルボエトキシ-4-フェニル-ピペリジン) -プロパノール)
- (54) フェンタニル (1-フェネチル-4-n-プロピオニルアニリノピペリジン)
- (55) フォルコジン (モルホリニルエチルモルヒネ、またはベータ-4-モルホリニルエチルモルヒネ)
- (56) フレチジン (1- (2-テトラヒドロフルフリルオキシエチル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル)
- (57) ヘロイン (ジアセチルモルヒネ)
- (58) ヒドロコドン (ジヒドロコデイン)
- (59) ヒドロモルヒノール (14-ヒドロキシジヒドロモルヒネ)
- (60) ヒドロモルホン (ジヒドロモルヒノン)
- (61) ヒドロキシペチジン (4-メタ-ヒドロキシフェニル-1-メチルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル、または 1-メチル-4- (3-ヒドロキシフェニル) -ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル)
- (62) イソメサドン (6-ジメチルアミノ-5-メチル-4, 4-ジフェニル-3-ヘキサノン)
- (63) レボフェナシルモルファン ((-) -3-ヒドロキシ-n-フェナシルモルヒナン)
- (64) レボメトルファン ((-) -3-メトキシ-n-メチルモルヒナン)
- (65) レボモラミド ((-) -4- [2-メチル-4-オキソ-3, 3-ジフェニル-4- (1-ピロリジニル) -ブチル] -モルホリン)、または (-) -3-メチル-2, 2-ジフェニル-4-モルホリノブチリルピロリジン)
- (66) レボルファノール ((-) -3-ヒドロキシ-n-メチルモルヒナン)
- (67) メサドン (6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニル-3-ヘプタノン)
- (68) メサドン中間体 (4-シアノ-2-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニルブタン) または 2-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニル-4, 4-シアノブタン)
- (69) メタゾシン (2'-ヒドロキシ-2, 5, 9-トリメチル-6, 7-ベンゾモルファンまたは 1, 2, 3, 4, 5, 6, ヘキサヒドロ-8-ヒドロキシ-3, 6, 11, トリメチル-2, 6-メタノ-3-ベンザゾシン)
- (70) メチルデソルフィン (6-メチル-デルタ-6-デオキシモルヒネ)
- (71) メチルジヒドロモルヒネ (6-メチルジヒドロモルヒネ)
- (72) メチルフェニデート (アルファフェニル-2-ピペリジン酢酸メチルエステル)
- (73) メトポン (5-メチルジヒドロモルフィノン)
- (74) ミロフィン (ミリスチルベンジルモルヒネ)
- (75) モラミド中間体 (2-メチル-3-モルホリノ-1, 1-ジフェニルプロパンカルボン酸) または (1-ジフェニル-2-メチル-3-モルホリノプロパン カルボン酸)
- (76) モルフェリジン (1- (2-モノフォリノエチル) -4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル)
- (77) モルヒネ
- (78) 臭化メチルモルヒネ及びその他五価窒素モルヒネ誘導体。特に n-オキシモルヒネ誘導体を含み、その一つが n-オキシコデインである。

- (79) ニココジン (6-ニコチニルコデインまたは 6-ピリジン-3-カルボン酸) -コデインエステル
- (80) ニコジコジン (6-ニコチニルジヒドロコデインまたはジヒドロコデインニコチンエステル)
- (81) ニコモルヒネ (3, 6-ジニコチニルモルヒネ) またはモルヒネジニコチンエステル)
- (82) ノルアシメタドール ((±) -アルファ-3-アセトキシ-6-メチルアミノ-4, 4-ジフェニルヘプタン)
- (83) ノルコデイン (n-デメチルコデイン)
- (84) ノルレボルファノール ((-) -3-ヒドロキシモルヒナン)
- (85) ノルメサドン (6-ジメチルアミノ-4, 4-ジフェニル-3-ヘキサノン) または i, 1-ジフェニル-1-ジメチルアミノエチル-ブタノン-2 または 1-ジメチルアミノ 3, 3-ジフェニル-ヘキサノン-4)
- (86) ノルモルヒネ (デメチルモルヒネまたは n-脱メチル化されたモルヒネ)
- (87) ノルピパノン (4, 4-ジフェニル-6-ピペリジン-3-ヘキサノン)
- (88) N-オキシモルヒネ
- (89) アヘン
- (90) オキシコドン (14-ヒドロキシジヒドロコデイノンまたはジヒドロヒドロキシコデイノン)
- (91) オキシモルホン (14-ヒドロキシジヒドロモルヒノン) またはジヒドロヒドロキシモルヒノン
- (92) けしがら (パラヴェール・ソムニフェルム、パパヴェール・ブラクティアタム、それらの殻及び種子)
- (93) ペンタゾシン及びその塩類
- (94) ペチジン (1-メチル-4-フェニル-ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル) またはメペリジン
- (95) ペチジン中間体 A (4-シアノ-1-メチル-4-フェニルピペリジンまたは 1-メチル-4-フェニル-4-シアノピペリジン)
- (96) ペチジン中間体 B (4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸エチルエステルまたは 4-フェニル-4-ピペリジン-カルボキシエチル)
- (97) ペチジン中間体 C (1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸)
- (98) ピミノジン (4-フェニル-1- (3-フェニルアミノプロピル) -ピペリジン-4-カルボン酸エチルエステル)
- (99) ピリトラミド (1- (3-シアノ-3, 3-ジフェニルプロピル) -4- (1-ピペリジン) -ピペリジン-4-カルボン酸アミド) または 2, 2-ジフェニル-4-1 (カルバモイル-4-ピペリジン) ブチロニトリル)
- (100) プロヘプタジン (1, 3-ジメチル-4-フェニル-4-プロピオニルオキシアザシクロヘプタン) または 1, 3-ジメチル-4-フェニル-4-プロピオンオキシヘキサメチレンイミン)
- (101) プロペリジン (1-メチル-4-フェニルピペリジン-4-カルボン酸イソプロピルエステル)
- (102) プロピラム (1-メチル-2-ピペリジン-エチル-n-2-ピリジル-プロピオンアミド)
- (103) ラセメトルファン ((+) -3-メトキシ-N-メチルモルヒナン)
- (104) ラセモラミド ((±) -4- [2-メチル-4-オキソ-3, 3-ジフェニル-4- (1-ピロリジニル) -ブチル] モルホリン) または ((±) -3-メチル-2, 2-ジフェニル-4-モルホリノブチリルピロリジン)
- (105) ラセモルファン ((±) -3-ヒドロキシ-n-メチルモルヒナン)
- (106) スフェンタニル (n- [4- (メトキシメチル) -1- [2- (2-チエニル) エチル] -4-ピペリジル] プロピオンアニリド)
- (107) テバコン (アセチルジヒドロコデイノンまたはアセチルデメチルオジヒドロテバイン)

- (108) テバイン
- (109) チリジン ((±) -トランス-2- (ジメチルアミノ) -1-フェニル-3-シクロヘキセン-1-カルボン酸エチル)
- (110) トリメペリジン (1, 2, 5-トリメチル-4-フェニル-4-プロピオンオキシピペリジン) また明確に除外されるものを除き、上記表にある薬物の異性体。

2. 以下の物質の使用も禁止されている。

- (1) アントラセンオイル
- (2) アリタソウ (*Chenopodium ambrosioides*) の精油
- (3) サビナビヤクシン (*Juniperus sabina*) の精油、葉及びその製剤
- (4) アセチルイソバレリル
- (5) アセチルエチルテトラメチルテトラリン (AETT、ベルサリド)
- (6) アセトニトリル
- (7) 4-アミノサリチル酸及びその塩類
- (8) アミノカプロン酸及びその塩類
- (9) シアン化水素酸及びその塩類
- (10) クリソファン酸及びその化合物
- (11) レチノイン酸及びその塩類
- (12) トリクロロ酢酸
- (13) 第二級アルキルアミン、アルカノールアミン及びその塩類
- (14) 2-アミノ-4-ニトロフェノール
- (15) 2-アミノ-5-ニトロフェノール
- (16) 4-アミノ-2-ニトロフェノール
- (17) 4-アミノ安息香酸 (PABA)
- (18) アミノベンゼン及びその塩類並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体
- (19) アミノトルエン及びその塩類並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体
- (20) アミノキシレン及びその塩類並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体
- (21) 局所麻酔
- (22) アニシリデンアセトン
- (23) アンチモン及びその化合物
- (24) ヒ素及びその化合物
- (25) ベンゼン
- (26) ベンジリデンアセトン
- (27) ビチオノール (2, 2チオビス [4-6ジクロロフェノール])
- (28) 半金属の臭素
- (29) パラ-ターシャリーブチルフェノール
- (30) カドミウム及びその化合物
- (31) カタラーゼ
- (32) 塩素ガス
- (33) クロロホルム
- (34) 塩化ビニルモノマー
- (35) クリサロピン及びその化合物
- (36) メチルクロトネート
- (37) ジブロモサリチルアニリド
- (38) ジクロロエタン
- (39) ジクロロフェノール
- (40) ジメチルアミン
- (41) ジメチルスルホキシド
- (42) ジオキサン
- (43) 二硫化炭素 (硫化炭素)

- (44) エチルエーテル
- (45) フェニルアセトン
- (46) フェノール
- (47) リン及び金属リン
- (48) ヘキサクロロフェン
- (49) ヘキサクロロエタン
- (50) ヘキサヒドロクマリン
- (51) 噴射剤として使用されるハロゲン化炭化水素
- (52) アリルイソチオシアナート
- (53) 乳酸ストロンチウム
- (54) 水銀及びその化合物、ただし保存剤の表に掲げたものは除く
- (55) メタアルデヒド（ポリアセトアルデヒド）
- (56) メチルメタクリレート
- (57) ヒドロキノンモノベンジルエーテル
- (58) エチレングリコールモノエチルエーテル及びそのアセテート
- (59) ヒドロキノンモノエチルエーテル
- (60) エチレングリコールモノメチルエーテル及びそのアセテート
- (61) ヒドロキノンモノメチルエーテル
- (62) ムスクアルファ（1, 3-ジブromo-4-メトキシ-2-メチル-5-ニトロベンゼン）
- (63) ムスクアンブレット
- (64) ムスクKS（1, 3-ジブromo-2-メトキシ-4-メチル-5-ニトロベンゼン）（2, 6-ジブromo-3-メチル-4-ニトロアニソール）
- (65) ムスクモスケン
- (66) ムスクチベテン
- (67) ニコチン
- (68) 硝酸ストロンチウム
- (69) ニトロベンゼン
- (70) ニトロソアミン
- (71) エチレンオキシド
- (72) ピロカテコール（カテコール）
- (73) ピロガロール
- (74) 鉛及びその化合物
- (75) ポリカルボン酸ストロンチウム
- (76) プソイドイオン
- (77) プソイドメチルイオン
- (78) クロム塩類及びクロム酸
- (79) 金塩
- (80) セレン及びその化合物、ただし二硫化セレンは除く
- (81) テトラブromoサリチルアニリド
- (82) テトラクロロエチレン
- (83) テトラクロロサリチルアニリド
- (84) 四塩化炭素
- (85) ウラン及びその化合物
- (86) ビタミンD₂（エルゴカルシフェロール）
- (87) ビタミンD₃（コレカルシフェロール）および
- (88) ヨードあるいは半金属のヨード

3. 前記物質に加え、フレグランスに以下の物質の使用が禁じられている。

- (1) 茶葉のアブソリュート（チャノキ（*Camelia sinensis*））
- (2) 木香の根のアブソリュートとコンクリート（インドモッコウ（*Saussurea lappa clarke*））

- (3) マッセイアの樹皮油及びマッセイアラクトン (クリプトカリアマッセイア (*Cryptocaryo massoia*))
- (4) エレカンペン油 (オオグルマ (*Inula helenium*))
- (5) イチジク葉油 (イチジク (*Ficus carica*))
- (6) メリッサ油 (レモンバーム (*Melissa officinalis*))
- (7) バーベナ油 (レモンバーベナ (*Lippia citriodora* Kunth))
- (8) エチルアクリレート
- (9) シクラメンアルコール
- (10) ヒドロアビエチルアルコール (アビエトール)
- (11) ブロモエステレン
- (12) 3-ブロモ-1, 7, 7-トリメチルビシクロ [2. 2. 1] -ヘプタン-2-オン
- (13) シアン化ベンジル
- (14) シンナミリデンアセトン
- (15) ジメチルシトラコネート
- (16) ロジン
- (17) 2, 2-ジクロロ-1-メチルシクロプロピルベンゼン
- (18) trans-2-ヘキセナールジエチルアセタール
- (19) ジフェニルアミン
- (20) ジヒドロクマリン
- (21) 2, 4-ジヒドロキシ-3-メチルベンズアルデヒド
- (22) 3, 7-ジメチル-2-オクテン-1-オール
- (23) trans-2-ヘキセナールジメチルアセタール
- (24) 4, 6-ジメチル-8-tert-ブチルクマリン
- (25) 2-オクチン酸エステル、ヘプチンカルボン酸メチル及びアリルは除く
- (26) 2-ノン酸エステル、オクチンカルボン酸メチルは除く
- (27) 安息香酸フェニル
- (28) フルフリリデンアセトン
- (29) 6-イソプロピル-2-デカロール
- (30) イソホロン
- (31) ジエチルマレアート
- (32) α -メチルアニシリデンアセトン
- (33) 6-メチルクマリン
- (34) 7-メチルクマリン
- (35) 4-メチル-7-エトキシクマリン
- (36) 7-メトキシクマリン
- (37) 2-ペンチリデンシクロヘキサノール-1-オンまたはペンチリデンシクロヘキサノン
- (38) Trans-2-ヘプテノール

4. 以下に示す物質は次の使用条件および最大許容濃度に制限されなければならない。
5. 以下の物質は日焼け止めに関し限り使用が認められる。

別添 3 を参照。

6. 以下の使用条件のもとで次の着色料を香水・化粧品の製造に使用することができる。
別添 4 を参照。

注：合成色素を含有するラッカーは、色素の一般名の後にラッカーという単語を示して、ラベル上に表示しなければならない。例： アシッド・イエロー No.7 ラッカー

注：香水・化粧品の製造では、別段の記載がある場合を除き、食品・飲料・栄養サプリメント用に許可されている添加剤および香味料をいかなる制限もなく使用することができる。

注：香水・化粧品の製造では、認可された食品用着色料を使用することができる。

注：4-アミノ安息香酸（PABA）の使用は禁じられている。

7. 健康被害の有無に関する検査

商品・サービス衛生管理規則第 190 条は、香水・化粧品が健康に害を及ぼさないことを証明するために以下の試験を実施しなければならないと定めている。

(1) 以下の商品については皮膚一次刺激指数

- ① コンディショナー、リンス、ヘアローション、整髪剤
- ② 脱色剤、一時染毛剤、進行性染毛剤
- ③ 除毛剤
- ④ 体臭防止剤、制汗剤
- ⑤ 石鹸、小児用シャンプー
- ⑥ 化粧石鹸、皮膚洗浄剤、シャンプー、入浴製品
- ⑦ ローション、オイル、クリーム、メイクアップ化粧品、コンシーラー
- ⑧ 小児用のローション、オイル、クリーム
- ⑨ マスカラ、アイライナー、アイシャドウ、つけまつ毛用接着剤、アイクリーム
- ⑩ 香水、コロン、エクストラクト
- ⑪ 小児および成人用のパウダー、タルカムパウダー
- ⑫ ひげそり前・ひげそり後用の調製品
- ⑬ リップ・チーク用製品
- ⑭ 手指洗浄製品
- ⑮ サンブロック・サンスクリーン剤、日焼け止め剤、日焼け剤、セルフタンニング（自己日焼け）剤
- ⑯ 甘皮除去剤、硬化剤、エクステンション、修正剤、付け爪用接着剤
- ⑰ 永久染毛剤、パーマ剤、ストレート剤

(2) 以下の商品については感作性指数

- ① 脱色剤、一時染毛剤、進行性染毛剤
- ② 除毛剤
- ③ 体臭防止剤、制汗剤
- ④ 石鹸、小児用シャンプー
- ⑤ 口紅、頬紅
- ⑥ 小児用のローション、オイル、クリーム
- ⑦ 香水、コロン、エクストラクト（光感作性）
- ⑧ ひげそり前・ひげそり後用の調製品
- ⑨ サンブロック・サンスクリーン剤、日焼け剤、セルフタンニング（自己日焼け）剤

(光感作性)、日焼け止め剤

⑩ 永久染毛剤、パーマ剤、ストレート剤

(3) 以下の商品については眼刺激性指数

① 石鹼、小児用シャンプー

② 化粧石鹼、皮膚洗浄剤、シャンプー、入浴製品

③ マスカラ、アイライナー、アイシャドウ、つけまつ毛用接着剤、アイクリーム、メイククレンジング剤

(4) 低刺激性の香水・化粧品

低刺激性を証明するために、予め皮膚感作性の生物学的試験に付さなければならない。

(5) 以下の商品の製造においては微生物制御を実施しなければならない。

① 皮膚用製品：クリーム、乳液、タルカムパウダー・パウダー、メイクアップ化粧品、口紅、日焼け剤、セルフタンニング（自己日焼け）剤、サンブロック・サンスクリーン剤、日焼け止め剤

② 目の周縁用製品：アイシャドウ、アイライン、マスカラ、メイククレンジング剤

③ 小児用製品：タルカムパウダー、パウダー、オイル、クリーム、乳液

注：メキシコ公式規格 NOM-089-SSA1-1994（化粧品における微生物含有量確定方法）参照。

V. 化粧品のラベル表示

化粧品のラベル表示についてはメキシコ公式規格NOM-141-SSA1-2012「財・サービス：予め包装された香水・化粧品のラベル表示」に定められている。同規格は2012年9月19日に官報公示され2013年1月26日に発効した。

1. 商品の総称および固有名称

全ての製品は付表「A」に記載される総称を記載しなければならない。また、固有名称を表示することもできる。付表「A」に記載された総称が当てはまらない商品の場合、製品をより明確に表現する名称を利用する、あるいは製品の用途を紹介するイラスト等を利用する。総称はスペイン語で一次包装、あるいは二次包装の正面に表示される必要があるが、化粧品形態（ジェル、パウダー）を表す用語に限り、原語で表示することも可能

2. 責任者、原産国の明示

一次包装、あるいは二次包装上に当該製品についての責任者の氏名、社名または社号および住所（郵便番号、州、市、通り、番地）を記載しなければならない。輸入品の場合は、輸入業者等メキシコ国内における責任者の氏名、社名または社号および住所（郵便番号、州、市、通り、番地）を記載する。これらは、通関後、販売前にメキシコ国内で製品に付記することができる。

製品の原産国あるいは地名を表示する説明、例えば、「～産の製品（Producto de...）」、「～製（Hecho en...）」、「～で製造（Manufacturado en...）」あるいはこれに類するものは、メキシコが加盟する国際条約の規定に準ずる。

3. ロットの表示

本規格の対象となる全ての製品において、一次包装または二次包装のいずれかの部分にロットの表示を刻印または消えないインクを用いたマーキング、あるいは明瞭で永久性が保証される類似の手段によりコードあるいは分かりやすい用語で明記しなければならない。

4. 使用説明

ヘアローションおよび頭髪用製品、染毛剤・脱色剤、パーマ剤、ストレート剤、クリーム・ジェル、パック、サンブロック・日焼け止め剤、日焼け剤、セルフタンニング剤、除毛剤・脱毛剤の一次包装または二次包装の情報表示面には「使用説明」を記載しなければならない。十分なスペースがない場合は、包装に添付する説明書に印刷してもよいこととし、包装には「添付の説明書をお読み下さい」という文言を情報表示面に明記する。

日焼け止め剤の場合、以下の文章を明記する必要がある。

「日にあたる前に使用してください」

「日焼け防止効果を持続するためには頻繁に継続して使用する必要があります」

「十分な量を使用する必要があります」

5. 量の表示

メキシコ公式規格NOM-030-SCFI-2006「商品情報-ラベル上の量の表示-仕様」、NOM-008-SCFI-2012「計測単位一般体系」が定める計測単位を遵守する。

6. 成分一覧の表示

一次包装あるいは二次包装の情報表示面に、配合成分の一覧を判読できる文字で記載しなければならない。この一覧は「成分（Ingredientes）」という語句に続いて記載し、含有量の降順に列挙されるものとする。ただし、成分含有量が1%以下の成分については1%以上の含有量の成分の後に順番を問わずに記載できる。成分表示の対象外とされるのは、香水、エクストラクト、ローション、コロン、フレグランス、試供用・宣伝用の販促サンプル、ホテルや病院で供される石鹸・シャンプー・コンディショナー・クリーム・タルカムパウダーのアメニティである。

成分の名称には、最も常用される化学名あるいはINCI（化粧品成分国際命名法）で定められた化学名を用いて記載しなければならない。しかし、総称を用いて命名されているフレグランスおよび香料の場合は例外とする。植物を原料成分とする場合、当該植物の学名を記載しなければならないが、合わせて一般名称を標記することも可能。

基本的な配合は同じで使用している色素のみが異なる、1つ以上の形状を提供する製品の成分表示の場合、共通成分を記載した一覧を入れ、その後、「～を含みうる（puede contener...）」または「1種以上の～を含有する（contiene uno o más...）」という文言で前置きした上で、異なる形状の製品に使用された全ての色素を記載した一覧を入れる。

製品の大きさによりスペースが足りないもの（アイブロウペンシル、アイライナー等）の成分表示は、二次包装がある場合は二次包装に、あるいは製品に添付する印刷した用紙またはフラッグラベルに記載することができる。

消費者向け販売用に組み合わせ、詰め合わせになっている製品（様々な商品が入っている容器等）の場合、成分一覧は、その包装に記載し、個々の製品に「個別販売用のラベル表示なし」という説明を入れなければならない。この説明は各製品に成分一覧情報が示されている場合は必要ない。

7. 使用期限

製品の使用期限が24ヵ月以下の製品の場合、使用期限を最低「年月日」、あるいは「年月」で表示しなければならない。使用期限には、「期限切れ…（Caducidad...）」、「好ましい消費…（Consumo preferente...）」、「失効…（Vencimiento...）」、「最低期限…（Duración mínima...）」などの表記を用いる。

なお、製品の性質から最近が繁殖しないもの、一般に使用頻度が高く販売サイクルが短いものについては使用期限を表示する必要はない。

8. 注意書き

製品ごとに求められる特定の注意書きを使用説明とは別に、一次包装または二次包装の情報表示面あるいは添付の説明書に表示しなければならない。この注意書きは、消費者の誤解や混乱を招かないように分かりやすく簡潔な文章で書かれていなければならない。商品の種類によって、記載されるべき注意書きは以下の点について言及するものとする。

(1) 体臭防止剤および制汗剤

- ・ 炎症または傷のある皮膚には塗布しないこと。
- ・ 炎症、発赤あるいは何らかの不快症状が現れた場合は、使用を中止すること。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。
- ・ ビス(4-ヒドロキシベンゼンスルホン酸)亜鉛を含有する場合、目の中に入らないようにすること

(2) 頭髪用染毛剤

- ・ 人によっては炎症やアレルギーを起こす可能性があること。
- ・ 添付の説明書に従うこと。
- ・ 16歳未満の使用には適さないこと。
- ・ 頭皮にかさぶたや炎症等がある場合は、使用しないこと。
- ・ 副作用などが出た経験がある場合、使用しないこと。
- ・ 説明書の指示に従ってテストを行うこと。
- ・ 炎症等が出た場合、使用を中止すること。
- ・ 眉またはまつ毛に使用しないこと。
- ・ 目の中に入らないようにすること。
- ・ 混合剤の残りは廃棄すること。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。
- ・ 万が一の場合の応急処置に関する指示を記載しなければならない。
- ・ 適切な手袋を使用すること。

- ・ 目に入った場合、すぐに目を洗うこと。
- ・ 職業用（プロフェッショナル）製品の場合、「職業用専用」という表示

(3) 以下のものを含む染毛剤の場合、以下を含むこと

- ・ フェニレンジアミン及び同派生品
- ・ ジアミノトルエン及び同派生品
- ・ ジアミノフェノール
- ・ ヒドロキノン
- ・ レゾルシノール

(4) ストレート剤およびパーマ剤

- ・ 毛髪および頭皮に害を引き起こしうる物質を強調すること。
- ・ 眉またはまつ毛に使用しないこと。
- ・ 目の中に入らないようにすること。入った場合、失明の危険があること。
- ・ 添付の説明書に忠実に従って使用すること。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。
- ・ これに加え、万が一の場合の応急処置に関する指示を記載し、医師に相談するよう勧告すること。
- ・ 職業用（プロフェッショナル）製品の場合、「職業用専用」という表示
- ・ 水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、水酸化リチウム、水酸化カルシウムを含む場合、当該成分を含むこと。または「アルカリ成分を含む」と標記。

(5) 脱色剤

ストレート剤およびパーマ剤に対する指示に加えて、以下の点を表示する。

- ・ 害を引き起こしうる物質を強調すること。
- ・ 目の中に入らないようにすること。
- ・ 目に入った場合、すぐに目を洗うこと。
- ・ 適切な手袋を用いること。
- ・ 頭皮に炎症がある場合は、使用しないこと。
- ・ 頭皮に炎症が出た場合は、使用を中止すること。
- ・ 子供の手の届かないところに置くこと。
- ・ 万が一の場合の応急処置に関する指示を記載しなければならない。

(6) 除毛剤

- ・ 炎症または傷のある皮膚には塗布しないこと。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。
- ・ 目の中に入らないようにすること。
- ・ 水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、水酸化リチウム、水酸化カルシウムを含む場合、当該成分を含むこと。または「アルカリ成分を含む」と標記。

(7) ホルムアルデヒドを含有する爪硬化剤

- ・ 甘皮の周りの皮膚を油性物質で保護すること。
- ・ ホルムアルデヒドを含有すること（濃度が0.05%を超える場合のみ）

(8) 水酸化ナトリウムまたは水酸化カリウムを含有する甘皮除去剤

- ・ カリ化合物、あるいは炭酸ナトリウムが含まれていること。
- ・ 目の中に入らないようにすること。
- ・ 失明を引き起こしうること。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。

(9) 過酸化ベンゾイル、及び/または、ヒドロキシンを含むプロ用爪システム製品

- ・ 「職業用専用」という表示。
- ・ 皮膚に触れないようにすること。
- ・ 使用説明書を読むこと。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。

(10) 主機能が太陽光からの保護である皮膚用製品

- ・ 紫外線防止指数（SPF）の値とその意味。
- ・ 紫外線B波と紫外線A波から保護すること。
- ・ たとえサンブロックを使用しても、長時間日光にさらされる環境にいないこと。
- ・ 幼児や子供を直射日光に当てないこと。
- ・ 過度に直射日光に晒されることは健康に害を与える危険性があること。
- ・ 炎症または発疹の症状が現れた場合は、使用を中止すること。
- ・ 目に入らないようにすること。目に入った場合、炎症を引き起こす可能性があること。
- ・ PPD値が基準をクリアする商品は、UVAのロゴを使用することができる。
SPF2~4のサンブロックの場合、前記の表示に加えて次の点を明記する。
- ・ 太陽光に敏感な皮膚への使用、小児への使用は勧められないこと。

(11) 女性の陰部用脱臭剤

- ・ 外部用専用であり、炎症や傷、かぶれなどがある皮膚に使用しないこと。

(12) 形状が医薬品タイプと同様のアンプル式である場合

- ・ 「非経口」「非注射用」という表示。

(13) スプレー状の製品

該当の製品に求められる注意書きに加えて、以下の注意書きを表示する。

- ・ 目または炎の近くでは使用しないこと。
- ・ 熱にさらさないこと。
- ・ 容器を燃やしたり、穴をあけたりしないこと。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。

(14) 引火性の製品

該当する製品に応じて求められる注意書きに加えて、以下の点を表示する。

- ・ 引火性であること。
- ・ 目または炎症のある皮膚の近くに塗布しないこと。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。

(15) ホウ酸、ホウ酸塩を含有する製品

- ・ 3歳未満の幼児には使用しないこと。
- ・ 炎症や傷のある皮膚に使用しないこと（ホウ酸塩水溶液の濃度が1.5%を超える場合）

(16) 四ホウ酸を含有する製品の場合

バス用製品の場合、

- ・ 3歳未満の幼児には使用しないこと。

頭髮用製品の場合、

- ・ 良くすすぐこと。
タルカムパウダー、ベビーパウダーの場合
- ・ 3歳未満の幼児には使用しないこと。
- ・ 炎症、かぶれなどがある皮膚に使用しないこと

(17) サリチル酸、サリチル酸塩を含有する小児用製品

- ・ 3歳未満の幼児には使用しないこと。

(18) ジクロロフェノール、クロロブタノール、クロロアセトアミド、チメロサル化合物、オキシベンゾンを含む製品の含有する場合

- ・ 該当する物質を含有すること。

(19) 最終製品にグルタルアルデヒドを0.05%超含む製品の場合

- ・ 該当する物質を含有すること。

(20) ヨード・プロピニル・ブチルカルバマートの濃度が0.02%を超える皮膚用製品

- ・ ヨウ素を含有すること。

(21) アンモニアの濃度が2%を超える製品

- ・ アンモニアを含有すること。

(22) チオグリコール酸、同塩、同エステルを含む製品

- ・ 当該成分を含有すること。
- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。
- ・ 使用方法に従うこと
- ・ 目の中に入らないようにすること。
- ・ 目に入った場合、良く水で目を洗い、医師に相談すること。
くわえて頭髪用品の場合、
- ・ 適切な手袋を使用すること。
さらにチオグリコール酸エステルを含む製品の含有する場合、
- ・ 皮膚に触れた場合、肌が荒れる可能性があること。
くわえて職業用頭髪用品の場合、
- ・ 「職業用専用」という表示。

(23) 塩化アルミニウム、塩化ジルコニウム、及び同グリシン化合物を含む製品

- ・ 荒れた肌や傷のある皮膚に使用しないこと。

(24) セレン・ジスルフィドを含む製品

- ・ 当該成分を含有すること
- ・ 目の中に入らないようにし、傷のある皮膚にしようしないこと。

(25) 過酸化物を含有する製品（保存料として使用されている場合を除く）製品

- ・ 保護用手袋を用いること（頭髪用品として使用する場合のみ）
- ・ 目の中に入らないようにすること。
- ・ 目の中に入った場合は直ちに水で目を洗うこと。
- ・ 当該成分を含有すること。
- ・ 職業用製品の場合は、「職業用専用」の表示。

(26) ベンサルコニウム（塩化ベンサルコニウムなど）を含む製品

- ・ 目の中に入らないようにすること。

(27) シュウ酸、同塩、同エステルを含む製品

- ・ 「職業用専用」の表示。

(28) アルカリ性硫化物、アルカリ土類を含む製品

- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。
- ・ 目の中に入らないようにすること。

(29) 水酸化ストロンチウムを含有する製品

- ・ 小児の手の届くところに置かないこと。
- ・ 目の中に入らないようにすること。
- ・

(30) 硝酸銀を含有する製品

- ・ 当該成分を含有すること。
- ・ 目の中に入った場合は直ちに水で目を洗うこと。

9. 絵、図による表記

本規格が定める要件の範囲においてあらゆる情報、絵、図、文書を表示することができる。同情報は真実で証明可能なものとし、消費者の誤解あるいは混乱を招いてはならない。

10. ラベルの様式

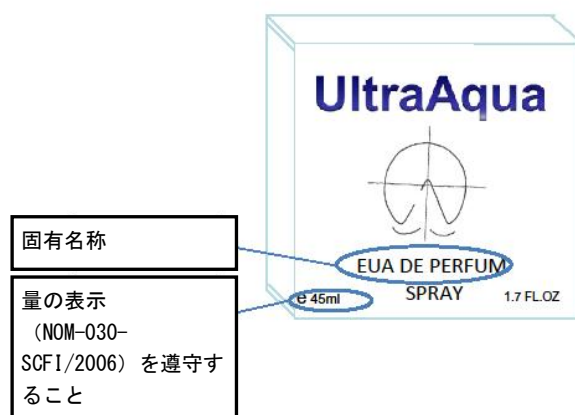
メキシコ公式規格NOM-141-SSA1-2012は情報の表示について以下の点を定めている。

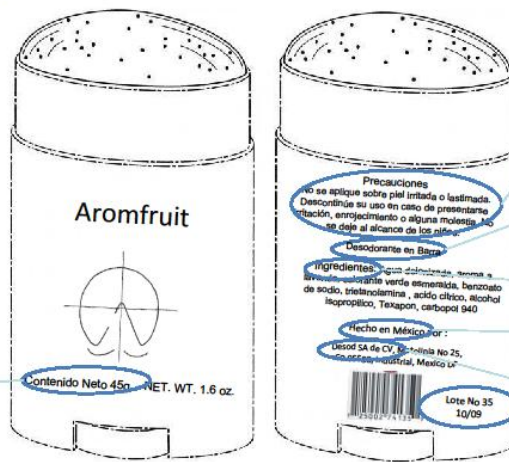
- ・ 国内販売される製品に他の言語で表示がされている場合、他の言語による情報が書かれている文字よりも大きく、あるいは少なくとも同じ大きさの文字でスペイン語で表示したラベルを貼付しなければならない。
- ・ 本規格の対象となる製品のラベルに表示する情報は、製品購入および使用時に消費者が容易に読み取れるよう、明瞭で判読可能な消えない文字、かつコントラストがはっきりした色で表示されていなければならない。
- ・ 次の表示は禁止されている。立証できない特性の表示、何らかの罹病の療法あるいは予防特性、あるいは、皮膚および付属器の機能不全治療のための特別な製品であるという表示。
- ・ 製品の性質から一時包装、あるいは二次包装上に全て表示できない場合、製品に添付（同封・同梱）することが許される。

11. 全国化粧品工業会議所（CANIPEC）によるラベル表示の例



二次包装





量の表示 (NOM-030-SCFI/2006)を遵守すること

| |
|-----------|
| 注意書き |
| 総称および固有名称 |
| 成分一覧の表示 |
| 原産国 |
| 製造責任者の明示 |
| ロットの表示 |

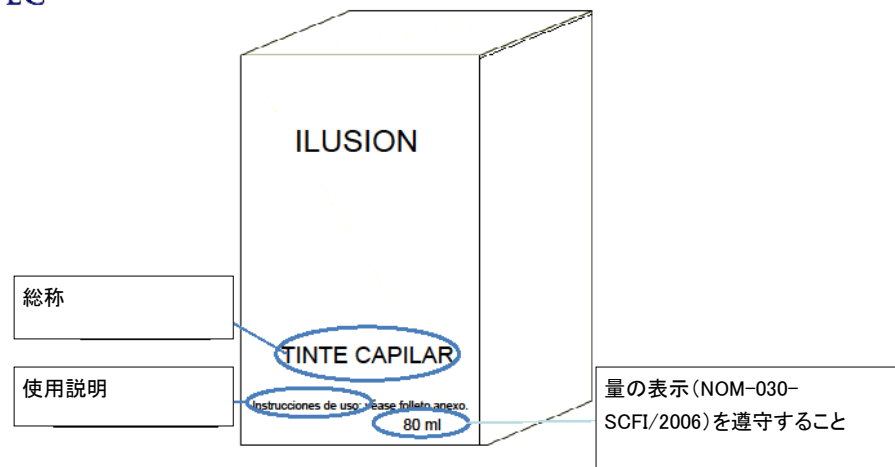


総称

固有名称

量の表示 (NOM-030-SCFI/2006)を遵守すること

| |
|----------|
| 使用説明書 |
| 注意書き |
| 成分一覧の表示 |
| 製造責任者の明示 |
| ロットの表示 |



VI. 関係機関等の連絡先

1. 官庁

(1) 保健省 (SSA)

住所 : Col. Juárez Del. Cuauhtémoc, México, D.F. C.P. 06600

TEL : (55) 5573 7017

WEB : www.salud.gob.mx

(2) 連邦保健衛生リスク防止対策委員会 (COFEPRIS)

住所 : Monterrey No.33 Planta Baja Col.Roma Del.Cuauhtémoc, C.P.06700, México D.F.

TEL : (55) 5080 5200

WEB : www.cofepris.gob.mx

(3) 経済省 (SE)

住所 : Alfonso Reyes No.30 Col.Hipódromo Condesa Del.Cuauhtémoc, México, D.F. C.P. 06140

TEL : (55) 5729 91002

<http://www.economia.gob.mx>

2. 業界団体等

(1) Asociación Nacional de Fabricantes de Productos Aromáticos, A.C.

住所 : Col. Anzures México, D.F. C.P. 11590

TEL : (55) 5254 7636, 5254 7858

Email : anfpa@anfpa.org

WEB : www.anfpa.org

(2) Instituto Mexicano de Aromaterapia

住所 : Sillón de Mendoza 82 Col. Toriello Guerra 14050. México D.F, Tlalpan.

TEL : (55) 56 65 85 26/ 56 65 86 51

WEB : www.institutodearomaterapia.com.mx

(3) Cámara Nacional de la Industria de Productos Cosméticos (CANIPEC)

住所 : Gabriel Mancera No.1134 Col.Del Valle Del.Benito Juárez, México D.F. C.P. 03100

TEL : (55) 5575 2121 / 2111

WEB : www.canipecc.org.mx

(4) Cámara Internacional de Comercio de México (ICC MÉXICO)

住所 : Avenida Insurgentes Sur n° 950 1er piso Colonia Del Valle 03100, México DF

TEL : (55) 5687 2203 / 5687 2207

WEB : www.iccmex.org.mx

3. 輸入業者、流通業者等

(1) Unilever de México

WEB : www.unilever.com.mx

(2) Jafra Cosmetics International, S.A. de C.V.

住所 : Blvd. Adolfo López Mateos 515 Col.Tlacopac México D.F. C.P.01040

TEL : (55) 5490 1990

WEB : www.jafra.com.mx

(3) Probelco, S.A. de C.V. - Zan, Bio Skin, Natura
住所 : Av. Biznaga 43 Col. Palmas México, D.F. C.P. 01110
TEL : (55) 5277 1011

(4) Fuller Beauty Cosmetics
TEL : (01 800) 00 393 00
WEB : www.fuller.com.mx

(5) Mary Kay Cosmetics de México
住所 : Blvd. Antonio L. Rodríguez Plaza Sur Col. Santa María Monterrey, N.L.
TEL : (81) 8380 7200, (01 800) 83 885 00
WEB : www.marykay.com.mx

(6) Arabela, S.A. de C.V.
住所 : Calle 3 Norte No. 102 Col. Parque Industrial Toluca 2000 Toluca, Edo. De
Méx. C.P. 50200
TEL : (272) 275 5100, (01 800) 75 302 62
WEB : www.arabela.com

(7) Noregal, S.A. de C.V.
住所 : Calle Chimalpopoca 58 Col. Lázaro Cárdenas México, D.F. C.P. 53560
TEL : (55) 5358 8004

(8) Esteé Lauder México
住所 : Ubicada en Tiendas Liverpool
WEB : www.esteelauder.com.mx

(9) Zermat Internacional
住所 : Lázaro Cárdenas 47 Col. San Jerónimo Tepetlascalco, Tlalnepantla, Edo. De
Méx. C.P. 54090.
TEL : (55) 5089 5670
Email : informacion@zermat.com.mx
WEB : www.zermat.com.mx

(10) Natura Cosmetics
Homero 823 Col. Polanco México, D.F. C.P. 11550
TEL : (01 800) 89 092 94
WEB : www2.natura.net

(11) Aspid, SA de CV
住所 : Bélgica 518, Colonia Portales, cp. 03300
TEL : (55) 2595 0970
Email : aspid@mail.internet.com.mx
WEB : www.aspid.com.mx

メキシコにおける化粧品の入制度

2013年5月作成

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）メキシコ事務所

別添1

以下に示す物質の使用は、次の使用条件および最大許容濃度に制限されなければならない。

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-------------------|---|-----------------|---|
| 1. アセトン | 2-プロパノン ジメチルケトン ジメチルホルムアルデヒド | | ネイルケア製品での使用に限る。 |
| 2. アスコルビン酸及びその塩類 | 2, 3-ジデヒドロ-L-スレオ-ヘキソノ-1, 4-ラクトン 3-ケート-L-グロフラノラクトン ビタミンC アスコルビン酸カルシウム アスコルビン酸カルシウム塩 アスコルビン酸マグネシウム アスコルビン酸マグネシウム塩 アスコルビン酸ナトリウム アスコルビン酸ナトリウム塩及び定義に基づくその他陽イオン | 35,00 | 主活性剤として全ての種類の製品において。製品の酸化防止剤として使用する場合、酸が含まれているため化粧品としての属性を製品に持たせてはならない。 |
| 3. 安息香酸及びそのナトリウム塩 | ベンゼンカルボン酸 | 2,5 | 洗い流す製品において。 全種類の製品において。 |
| | フェニルカルボン酸 ギ酸フェニル 安息香酸ナトリウム塩 | 0,5 | |
| 4. ホウ酸、ホウ酸塩 | ホウ酸 | | 3歳未満の乳幼児向けの製品には使用できない。 擦り傷または炎症のある皮膚には使用できない。 |
| | オルトホウ酸 | | |
| | ホウ砂 ナトリウムホウ酸 ホウ酸ナトリウム トリヒドロキシボラン | | 様々な製品。 タルカムパウダーにおいて。 |
| | ホウ酸ナトリウム塩 | 3,00 | |
| | トリヒドロキシドホウ素 | 5,00 | |
| | ホウ酸カリウム カリウムホウ酸 | | |
| 5. ギ酸及びそのナトリウム塩 | ギ酸ナトリウム ナトリウムギ酸 ギ酸ナトリウム塩 | 0,50 (ギ酸として) | 全種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------------------|---|------------------------------|---------------|
| 6. p-ヒドロキシ安息香酸及びその塩類並びにエステル | 4-ヒドロキシ安息香酸 p-サリチル酸 パラベン | 0,40(エステル の場合酸とし て) | 全種類の製品に対して。 |
| | ペプチルパラベン エチルパラベン フェニルパラベン ヒドロキシベンゾアート類 イソプチルパラベン イソフェニルパラベン イソプロピルパラベン メチルパラベン パラベン ブチルパラベン カルシウムパラベン カリウムパラベン プロピルパラベン ナトリウムパラベン パラベンカルシウム パラベンのカリウム パラベンのナトリウム ブチルp-ヒドロキシ安息香酸ブチル カルシウムp-ヒドロキシベンゾアート p-ヒドロキシ安息香酸ブチル p-ヒドロキシ安息香酸カルシウム p-ヒドロキシ安息香酸エチル p-ヒドロキシ安息香酸イソプチル p-ヒドロキシ安息香酸フェニル p-ヒドロキシ安息香酸イソプロピル p-ヒドロキシ安息香酸メチル p-ヒドロキシ安息香酸カリウム p-ヒドロキシ安息香酸プロピル p-ヒドロキシ安息香酸ナトリウム エチルp-ヒドロキシベンゾアート フェニルp-ヒドロキシベンゾアート イソプチルp-ヒドロキシ安息香酸 イソプロピルp-ヒドロキシ安息香酸 メチルp-ヒドロキシ安息香酸 プロピルp-ヒドロキシベンゾアート カリウムp-ヒドロキシベンゾアートナトリウムp-ヒドロキシベン ゾアート | 0,80(エステル 混合物の場合 酸として) | |
| 7. シュウ酸 | エタン二酸 | 5,00 | 頭髪用製品での使用に限る。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|----------------|--|----------------|---------------|
| 8. プロピオン酸及びその塩 | プロパン酸 メチル酢酸 カルボキシメタン プロピオン酸アンモニウム アンモニウムプロピオナート プロピオン酸アンモニウム塩 プロピオン酸カルシウム カルシウムプロピオナート プロピオン酸カルシウム塩 プロピオン酸マグネシウム マグネシウムプロピオナート ニプロピオン酸マグネシウム マグネシウムジプロピオナート プロピオン酸マグネシウム塩 プロピオン酸ナトリウム ナトリウムプロピオナート エタンカルボン酸ナトリウム プロピオン酸ナトリウム塩 プロピオン酸カリウム カリウムプロピオナート プロパン酸カリウム カリウムプロパノアート プロピオン酸カリウム塩 | 2.00 (酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|---|---|----------------|------------------------|
| 9. サリチル酸及びそのナトリウム塩、カルシウム塩、カリウム塩並びにマグネシウム塩 | o-ヒドロキシ安息香酸 2-ヒドロキシ安息香酸 ジサリチル酸亜鉛 サリチル酸MEA o-カルボキシフェニル | | 3歳未満の小児向けの調製品には使用できない。 |
| | サリチル酸カルシウム塩 サリチル酸モノエタノールアミン塩 2-ヒドロキシ安息香酸カルシウム塩 | 3,00 | 洗い流す頭髪用製品において。 |
| | 2-ヒドロキシ安息香酸モノエタノールアミン塩 2-ヒドロキシベンゾアートモノエタノールアミン 2-ヒドロキシ安息香酸モノエタノールアミン サリチル酸マグネシウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸マグネシウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸マグネシウム サリチル酸カリウム塩 サリチル酸モノナトリウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸カリウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸カリウム 2-ヒドロキシ安息香酸モノナトリウム塩 o-ヒドロキシ安息香酸ナトリウム カルシウムサリチラート サリチル酸カルシウム サリチル酸エタノールアミン サリチル酸マグネシウム サリチル酸モノエタノールアミン サリチル酸カリウム ナトリウムサリチラート マグネシウムサリチラート カリウムサリチラート サリチル酸亜鉛 | 2,00 (酸として) | 全ての種類の製品において。 |
| 10. ソルビン酸及びその塩類 | 2, 4-ヘキサジエン酸 2-プロペニル-アクリル酸 1, 3-ペンタジエン-1-カルボン酸 ソルビン酸カルシウム カルシウムソルバート ソルビン酸カルシウム塩 2, 4-ヘキサジエン酸カルシウム塩 ソルビン酸ナトリウム ナトリウムソルバート ソルビン酸ナトリウム塩 2, 4-ヘキサジエン酸ナトリウム塩 ソルビン酸カリウム カリウムソルバート ソルビン酸カリウム塩 2, 4-ヘキサジエン酸カルシウム 2, 4-ヘキサジエン酸ナトリウム | 1,0 (酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 | |
|---------------------------|---|--------------------------------------|--|---------------|
| 11. チオグリコール酸及びその塩類並びにエステル | メルカプト酢酸 スルフヒドリル酢酸 チオバン酸 | 2,00 (酸として) | pH7~9.5の洗い流すヘアケア用製品。 | |
| | チオグリコール酸ブチルエステル チオグリコール酸グリセリルエステル | 5,00 (酸として) | 塩については、pH7~12.7の除毛剤での使用に限る。 | |
| | チオグリコール酸イソプロピルエステル チオグリコール酸ブチル | 8,00 (酸として) | エステルについては、pH6.0~9.5、塩についてはpH7.0~9.5の業務用ストレート剤およびパーマ剤での使用に限る。 | |
| | ブチルチオグリコラート チオグリコール酸グリセロール チオグリコール酸グリセリル グリセリルチオグリコラート チオグリコール酸イソプロピル イソプロピルチオグリコラート | 11,00 (酸として) | エステルについては、pH6.0~9.5、塩についてはpH7.0~9.5の業務用ストレート剤およびパーマ剤での使用に限る。 | |
| | 12. ウンデシレン酸及びその | ウンデシレン酸 10-ウンデシレン酸 ウンデス-10-エン酸 | 0,2 (酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |
| | 13. アラントイン | 0,30 | 0,30 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 14. ショウノウ(天然及び合) | 1, 7, 7-トリメチルビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2-オン | | 爪用のエナメルについては制限なし。 | |
| | 2-ボルナノン | 0,50 | 主活性剤として清涼製品において。 | |
| 15. ベンジルアルコール | ベンゼンメタノール フェニルカルビノール フェニルメタノール フェニルメチルアルコール α-トリエノール | | 溶剤、香水および芳香を付加した組成品。 | |
| 16. ジクロロベンジルアル | 2, 4-ジクロロベンゼンメタノール 2, 4-ジクロロベンジルアルコール ジクロロ2, 4-ベンジルアルコール | 0,15 | 全ての種類の製品に対して。 | |
| 17. アルファヒドロキシ酸 | AHAs α-ヒドロキシ酸 | 10,0(単体ある いは混合物(グ リコール酸とし | pH3.5以上の製品での使用に限る。 | |
| 18. BHA | 3-tert-ブチル-4-ヒドロキシアニソール ブチルヒドロキシアニソール ブチル化ヒドロキシアニソール | 0,15 | 製品の酸化防止剤としての使用に限る。 | |
| 19. BHT | 2, 6-ジ-tert-ブチル-p-クレゾール ブチルヒドロキシルエン ジブチルヒドロキシルエン、ブチル化ヒドロキシルエン | 0,50 | 製品の酸化防止剤としての使用に限る。 | |
| 20. 重炭酸ナトリウム | 炭酸ナトリウム 炭酸水素ナトリウム | | pH調節剤として全ての種類の製品にいて。 | |
| | 炭酸モノナトリウム塩 | 10,00 | 活性成分として体臭防止剤において。 | |
| | | 50,00 | 入浴用の発泡性製品において: バスソルトおよびバブルバス。 | |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|---------------------------------|---|------------|---|
| 21. ブロモクロロフェン | 3, 3'-ジブromo-5, 5'-ジクロロ-2, 2'-ジヒドロキシジフェニルメタン プロフェン 6, 6'-ジブromo-4, 4'-ジクロロ-2, 2'-メチレンビス[6-ブromo-4-クロロフェノール] ジブromo 3, 3'-ジクロロ 5, 5'-ジヒドロキシ-2, 2'-ジフェニルメタン 2, 2'-メチレンビス-(6-ブromo-4-クロロフェノール) | 0,10 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 22. 2-ブromo-2-ニトロプロパン-1, 3-ジオール | 2-ブromo-2-ニトロ-1, 3-プロパンジオール プロノポール | 0,10 | ニトロソアミンの生成を促す物質を含有する製品には使用できない。 |
| 23. 臭化あるいは塩化セトリモニウム | C16-アルキルトリメチルアンモニウムブロミド 臭化セチルトリメチルアンモニウム C16-アルキルトリメチルアンモニウムクロリド 塩化セチルトリメチルアンモニウム | 2,5 | 洗い流す頭髪用製品において。 洗い流さない頭髪用製品において。 単独またはベヘントリモニウムクロリドあるいはステルトリモニウムクロリドと混合して使用する場合、保存料としての使用を含め、最大濃度。 |
| | | 1,0 | |
| 24. 臭化あるいは塩化ステアルトリモニウム | C18-アルキルトリメチルアンモニウムブロミド 臭化ステアルトリメチルアンモニウム C18-アルキルトリメチルアンモニウムクロリド 塩化ステアルトリメチルアンモニウム | 2,5 | 洗い流す頭髪用製品において。 洗い流さない頭髪用製品において。 単独またはベヘントリモニウムクロリドあるいはセトリモニウムクロリドと混合して使用する場合、保存料としての使用を含め、最大濃度。 |
| | | 1,0 | |
| 25. 臭化あるいは塩化ベヘントリモニウム | C22-アルキルトリメチルアンモニウムブロミド 臭化ベヘニルトリメチルアンモニウム C22-アルキルトリメチルアンモニウムクロリド 塩化ベヘニルトリメチルアンモニウム | 5,0 | 洗い流す頭髪用製品において。 洗い流さない頭髪用製品において。 他のステルトリモニウムクロリドあるいはセトリモニウムクロリドとの混合物を使用する場合、最終製品におけるこれらの最終濃度は、保存料としての使用を含め、洗い流す製品では2.5%、洗い流さない製では1.0%を超えてはならない。 混合物の最終濃度は、洗い流す頭髪用製品では5%、洗い流さない頭髪用製品では3%を超えてはならない。 |
| | | 3,0 | |
| 26. 臭化あるいは塩化ラウルトリモニウム、ミルトリモニウム | 臭化あるいは塩化アルキル(C12-C14)トリメチルアンモニウム 臭化ラウルトリモニウム 臭化ミルトリモニウム 塩化ラウルトリモニウム 塩化ミルトリモニウム | 0,10 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 27. 炭酸ナトリウム | 炭酸二ナトリウム 炭酸二ナトリウム塩 | | pH調節剤として全ての種類の製品において。 |
| | | 10,00 | 活性成分として体臭防止剤において。 |
| | | 50,00 | 入浴用の発泡性製品において：バスソルトおよびバブルバス。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|--|---|----------------|--|
| 28. アルミニウム／ジルコニウムクロロハイドレート及びこれらのグリシン錯体 | アルミニウム及びジルコニウムクロロハイドレート クロロヒドロキシアルミニウム及びジルコニウム アルミニウム及びジルコニウムクロロヒドロキシド アルミニウム及びジルコニウムヒドロキシクロリド オキシ塩化アルミニウム及びジルコニウム アルミニウム／ジルコニウムトリクロロハイドレート アルミニウム／ジルコニウムトリクロロハイドレート アルミニウム／ジルコニウムトリクロロハイドレートとグリシン Glyアルミニウム／ジルコニウムトリクロロヒドレックス アルミニウム／ジルコニウムトリクロロヒドレックスGly アルミニウム／ジルコニウムヒドロキシクロリドとグリシン アルミニウム／ジルコニウムトリクロロハイドレートとグリシリン アルミニウム／ジルコニウムテトラクロロハイドレート アルミニウム／ジルコニウムテトラクロロハイドレート アルミニウム／ジルコニウムテトラクロロハイドレートとグリシン Glyアルミニウム／ジルコニウムテトラクロロヒドレックス アルミニウム／ジルコニウムテトラクロロヒドレックスGly アルミニウム／ジルコニウムテトラクロロハイドレートとグリシリン アルミニウム／ジルコニウムペンタクロロハイドレート アルミニウム／ジルコニウムペンタクロロハイドレート アルミニウム／ジルコニウムペタンクロロハイドレートとグリシン Glyアルミニウム／ジルコニウムペンタクロロヒドレックス アルミニウム／ジルコニウムペンタクロロハイドレートとグリシン アルミニウム／ジルコニウムオクタクロロハイドレート Glyアルミニウム／ジルコニウムオクタクロロヒドレックス アルミニウム／ジルコニウムオクタクロロハイドレートGly アルミニウム／ジルコニウムヒドロキシクロリド アルミニウム／ジルコニウムオクタクロロハイドレート アルミニウム／ジルコニウムオクタクロロハイドレートとグリシン アルミニウム／ジルコニウムオクタクロロハイドレートとグリシン | 25,00 | 体臭防止剤および制汗剤における活性成分としての使用に限る。(乾量基準) 製品形状がスプレーの場合、使用は認められない。 |
| 29. クロロキシレノール | 4-クロロ-3, 5-ジメチルフェノール クロロジメチルヒドロキシベンゼンp-クロロ-m-キシレノール 4-クロロ-3, 5-キシレノール p-クロロ-m-キシレノール | 0,50 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 30. 塩化アルミニウム | 三塩化アルミニウム | 15,00 | 体臭防止剤および制汗剤における活性成分としての使用に限る。 |
| 31. 塩化、臭化及びサッカリン酸ベンザルコニウム | 塩化、臭化またはサッカリン酸アルキルC8-C18ジメチルベンジルアミン 臭化アルキルジメチルベンジルアンモニウム 塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム サッカリン酸アルキルジメチルベンジルアンモニウム | 3,0 0,1 | 洗い流す髪用製品において。 その他製品。 |
| 32. ポリヘキサメチレンピグ | | 0,30 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 33. 脂肪酸ジアルキルアミド及びジアルカノールアミド | | | ニトロソアミンを生成する物質とともに使用しない。 最大含有量は第2級アミン0.5%(原材料では5.0%)。 |
| 34. ジヒドロキシアセトン | (1, 3-ジヒドロキシ-2-プロパノン) DHA | | セルフタンニング(自己日焼け)剤での使用に限る。 |
| 35. 二硫化セレン | | 1,0 | フケ防止シャンプーでの使用に限る。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------------------|---|------------------------|-------------------|
| 36. EDTA及びそのカルシウム塩並びにナトリウム塩 | エチレンジアミン四酢酸 EDTAカルシウム二ナトリウム EDTA二ナトリウム エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム EDTA四ナトリウム エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム | 2.0 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 37. フェナセチン | N-(4-エトキシフェニル)アセトアミド アセトフェネチジン (4-エトキシフェニル)アセトアミド | 0.20 | 過酸化剤安定剤としての使用に限る。 |
| 38. o-フェニルフェノール及びその塩類 | (1, 1'-ビフェニル)-2-オール o-ジフェニルオール 2-フェニルフェノール ビフェニ-2-オール MEA o-フェニルフェネート エタノールアミン o-フェニルフェノール o-フェニルフェノールモノエタノールアミン o-フェニルフェノールナトリウム ナトリウムo-フェニルフェノキシド ナトリウム2-ヒドロキシジフェニル o-フェニルフェノールカリウム カリウム2-フェニルフェノキシド カリウムo-フェニルフェノキシド | 0.20 (フェノールと表示する場合) | |
| 39. フェノールスルホン酸亜鉛 | フェノールスルホン酸亜鉛 p-ヒドロキシベンゼンスルホン酸亜鉛 4-ヒドロキシベンゼンスルホン酸亜鉛 p-ヒドロキシベンゼンスルホン酸亜鉛塩 スルホン酸 亜鉛 | 6.00 | |
| 40. フェノキシエタノール | 2-フェノキシエタノール エチレングリコールモノフェニルエーテル 2-ヒドロキシエチルフェニルエーテル 2-フェノキシエチルアルコール フェノキシトール フェノキシ-2-エタノール | 1.0 | |
| 41. ホルムアルデヒド | メタナール ホルマリン | 5.00 | |
| 42. フタル酸ジメチル | 1, 2-ベンゼンジカルボン酸ジメチル 1, 2-ベンゼン-カルボン酸ジメチルエステル 1, 2-ベンゼンジカルボン酸ジメチルエステル | 6.00 | |
| 43. 没食子酸プロピル | 3, 4, 5-トリヒドロキシ安息香酸 3, 4, 5-トリヒドロキシ安息香酸プロピル プロピル酸エステル プロピルガレート 3, 4, 5-トリヒドロキシ安息香酸プロピルエステル | 0.10 | |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|---------------------------------------|--|---------------------------|---|
| 44. グルコン酸、二塩酸及び二酢酸クロルヘキシジン | ビス-(p-クロロフェニル-ジグアニド)-1, 6ヘキサン:酢酸、二酢酸、グルコン酸、クロルハイドレート及びジクロルハイドレート、塩酸または二塩酸 N, N'-ビス(4-クロロフェニル)-3, 12-ジアミン-2, 4, 11, 13-テトラアザ-テトラデカンジイミドアミド 1, 6-ジ(N-p-クロロフェニルジグアニド)ヘキサン 1, 1-ヘキサメチレンビス(5-(p-クロロフェニル)ビグアニド) ニグルコン酸クロルヘキシジン グルコン酸クロルヘキシジン 酢酸クロルヘキシジン クロルヘキシジクロルハイドレート 塩酸 クロルヘキシジン 二塩酸 クロルヘキシジン | 0,30 (クロルヘキシジンとして) | 全ての種類の製品に対して。 |
| 45. イセチオン酸とp-ヒドロキシ安息香酸を含むヘキサミジン及びその塩類 | 1, 6-ジ(4-アミジノフェノキシ)-ヘキサン 2-デオキフェノバルビタール 4, 4-ジアミノ-1, 6-ジフェノキシヘキサン 4, 4'-(1, 6-ヘキサンジイルビス(オキシ))ビスベンゼンカルボキシミドアミド イセチオン酸ヘキサミジン p-ヒドロキシ安息香酸ヘキサミジン ジパラベンヘキサミジン パラベンヘキサミジン | 0,1 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 46. ヒドロキノン | 1, 4-ジヒドロキシベンゼン p-ヒドロキシフェノール | 0,02 | 業務用のネイルシステム(使用するために混合した後)。 |
| | | 0,3 | 頭髪を染めるための酸化染料。 |
| 47. 水酸化アンモニウムド | アンモニア水 水酸化アンモニウム | 6,00 (NH3として) | 頭髪用製品において。 pH調節剤として全ての種類の製品において。 |
| 48. 水酸化カルシウム | | 7,0 | 水酸化カルシウムとグアニジン塩という2つの成分を含有する頭髪ストレート剤。 脱毛剤におけるpH調節剤としてpH12.7まで。 その他の使用(pH調節助剤)では、pH11まで。 |
| | | 10,00 | 除毛剤での使用に限る。 |
| 49. 水酸化ストロンチウム | | 3,5 (ストロンチウムと表示する場合) | 除毛剤におけるpH調節剤、最大pH12.7まで。 |
| 50. 水酸化リチウム | | | 脱毛剤のpH調節剤として最大pH12.7まで。 洗い流す製品におけるpH調節剤では、pH11まで。 |
| | | 2,0 | 一般用の頭髪ストレート用製品。 |
| | | 4,5 | 業務用の頭髪ストレート用製品。 |
| 51. 水酸化カリウム | 水酸化カリウム | | pH調節剤として全ての種類の製品で最大pH11まで。 除毛剤で、pH12.7まで。 |
| | | 2,0 | 一般用の頭髪ストレート用製品。 |
| | | 4,5 | 業務用の頭髪ストレート用製品。 |
| | | 5,0 | 甘皮除去剤において。 |
| 52. 水酸化ナトリウム | 水酸化ナトリウム | | pH調節剤として全ての種類の製品でpH11まで。 除毛剤で、pH12.7まで。 |
| | | 2,0 | 一般用の頭髪ストレート用製品。 |
| | | 4,5 | 業務用の頭髪ストレート用製品。 |
| | | 5,00 | 甘皮除去剤において。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------------------------|---|--------------------------------------|---|
| 53. イミダゾリジニル尿素 | N, N-メチレンビス[N-[1-(ヒドロキシメチル)-2, 5-ジオキソ-4-イミダゾリジニル]尿素] 3, 3'-ビス(1-ヒドロキシメチル)-2, 5-ジオキソイミダゾリジニル-4-イル)1, 1'-メチレン二尿素 | 0.60 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 54. メタノール | メタノールアルコール | 5.0 エチル及びイソプロピルアルコール率で計算 | エチルアルコールおよびイソプロピルアルコールに対する変性剤。 |
| 55. メタンアミン | ヘキサメチレンテトラミン アミノホルム ホルマミン ヘキサメチレンアミン メタンアミド メタンアミン 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3, 3, 1, 1]デカン | 0.15 | |
| 56. モノアルキルアミン及びモノアルカノールアミン並びにその塩類 | | | ニトロソアミンを生成する物質とともに使用しない。 最大含有量は、最終製品および原材料ともに第2級アミン0.5%。 最低純度99.0%。 |
| 57. ムスクキシレン | | 1.0 | 香水。 |
| | | 0.4 | オード・トワレ。 |
| | | 0.03 | その他製品。 |
| 58. ムスクエトン | | 1.4 | 香水。 |
| | | 0.56 | オード・トワレ。 |
| | | 0.04 | その他製品。 |
| 59. 亜硝酸ナトリウム | | 0.2 | 腐食抑制剤。ニトロソアミンを生成しうる物質とともに使用しない。 |
| 60. ニトロメタン | | 0.3 | 腐食抑制剤。 |
| 61. ジアミノピリミジンオキシド | 2, 4-ジアミノピリミジン-3-オキシド 2, 4-ジアミノピリミジン3-オキシド アミネキシル | 1.50 | 活性成分として抜け毛用の美容製品において。 |
| 62. パルミチン酸レチニル | ヘキサデカン酸レチニル ビタミンAパルミテート | 1.00 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 63. パンテノール | 2, 4-ジヒドロキシ-n-(3-ヒドロキシプロピル)-3, 3-ジメチル パントテニルアルコール プロビタミンB5 | 5.00 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 64. 過ホウ酸ナトリウム | ペルオキシホウ酸ナトリウム 過ホウ酸ナトリウム 過ホウ酸二ナトリウム塩 | 15.00 | 頭髮用脱色剤での使用に限る。 |
| 65. 過酸化ベンゾイル | | 0.7 最終調合物中 | 人工ネイルシステムでの使用に限る。 |
| 66. 過酸化水素 | 過酸化水素水 | 2.0 4.00(13 vol) 12.00(40 vol) | 爪の硬化のための調製剤。 皮膚の衛生のための調製剤。 頭髮用製品のための調製剤。 |
| 67. 過硫酸アンモニウム及びナトリウム | ペルオキシ二硫酸アンモニウム 過硫酸アンモニウム ペルオキシ二硫酸ナトリウム 過硫酸ナトリウム ペルオキシ二硫酸ジアンモニウム塩 ペルオキシ二硫酸ジナトリウム塩 | 30.00 | 頭髮用脱色剤での使用に限る。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-------------------|---|-----------------|-------------------------------|
| 68. ピロクトンオラミン | 1-ヒドロキシ-4-メチル-6-(2, 4, 4-トリメチルペンチル) 2-ピリドン及びそのモノエタノールアミン塩 | 1,0 | 洗い流す製品に対して。 |
| | ピラクトンオラミン | 0,5 | その他の製品に対して。 |
| 69. ピリチオン亜鉛 | ピリチオン亜鉛 ビス(1-ヒドロキシ-2(1H)-ピリジメチオネート)亜鉛 | 0,1 | ヘアケア用の洗い流さない製品。 |
| | | 1,0 | 洗い流す製品に対して。 |
| 70. キニーネ及びその塩類 | | 0,5 | シャンプーにおいて。キニーネとして計算。 |
| | | 0,2 | ヘアローションにおいて。キニーネとして計算。 |
| 71. レチノール | 3, 7-ジメチル-9-(2, 6, 6-トリメチル-1-シクロヘキセン-1-イル)-2, 4, 6, 8-ノナテトラエン-1-オール ビタミンA | 0,15(レチノールとして) | 全ての種類の製品に対して。 |
| 72. サルチル酸メチル | 2-カルボメキシフェノール 2-ヒドロキシ安息香酸メチルエステル サリチル酸メチルエステル | 0,20 | 清涼製品における主活性剤としての使用に限る。 |
| 73. セスキ塩酸アルミニウム | セスキ塩酸アルミニウム | 20,00 | 体臭防止剤および制汗剤における活性成分としての使用に限る。 |
| 74. セスキ炭酸ナトリウム | 炭酸ナトリウム塩 セスキ炭酸ナトリウム | | pH調節剤として全ての種類の製品において。 |
| | | 10,00 | 活性成分として体臭防止剤において。 |
| | | 50,00 | 入浴用の発泡性製品において: バスソルトおよびパブルバス。 |
| 75. 硫酸亜鉛 | 硫酸亜鉛(cinc)塩 硫酸亜鉛(zinc)塩 硫酸亜鉛 | 1,00 | 全ての種類の製品に対して。 |
| | | | |
| 76. 無機亜硫酸及び重亜硫酸 | 亜硫酸アンモニウム | 6,7 | 頭髪用染毛剤において。 |
| | 重亜硫酸アンモニウム | | |
| | 亜硫酸ナトリウム | 0,67 | 頭髪用ストレート剤およびカール剤において。 |
| | 重亜硫酸ナトリウム | | |
| 77. アルカリ硫化物 | 未報告 | 0,45 | 顔用セルフタンニング(自己日焼け)製品において。 |
| | | 0,4 | 身体用セルフタンニング(自己日焼け)製品において。 |
| | | 2,00 (硫黄として) | pH12.7以下の除毛剤での使用に限る。 |
| 78. アルカリ土類金属硫化物 | 未報告 | 6,00 (硫黄として) | pH12.7以下の除毛剤での使用に限る。 |
| 79. テトラブロモ-クレーゾール | 3, 4, 5, 6-テトラブロモ-クレーゾール | 0,30 | 体臭防止剤における活性成分としての使用に限る。 |
| 80. 四ホウ酸塩 | 四ホウ酸ナトリウム ナトリウムテトラボレート 四ホウ酸カリウム カリウムテトラボレート | 8,00 | 巻髪用製品において(ホウ酸として表示)。 |
| | | 18,0 | 入浴製品において。 |
| 81. チオグリコール酸カルシウム | メルカプト酢酸カルシウム メルカプト酢酸カルシウム塩 チオグリコール酸カルシウム | 10,00 | 除毛剤での使用に限る。 |
| 82. チオグリコール酸リチウム | メルカプト酢酸リチウム | 6,00 | 除毛剤での使用に限る。 |
| | メルカプト酢酸リチウム塩 | | |
| 83. トコフェロール | 3, 4-ジヒドロ-2, 5, 7, 8-テトラメチル-2-(4, 8, 12-トリメチルトリデシル)-2H-1-ベンゾピラン-6-オール DL- α -トコフェロール ビタミンE | 5,00 | 全ての種類の製品の主活性剤として。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------------------------|--|------------|--|
| 84. トリアルキルアミン及びトリアルカノールアミン並びにその塩類 | | | 全ての種類の製品に対して(洗い流さない製品を除く)。 |
| | | 2,5 | 洗い流さない製品において。ニトロソアミンを生成する物質とともに使用しない。最大含有量は、最終製品および原材料ともに第2級アミン0.5%。最低99.0%の純度であること。 |
| 85. トリクロカルバン | 3, 4, 4'-トリクロロカルバニリド トリクロロカルバニリド TCC トリクロカルバン 1-(4-クロロフェニル)- 3-(3, 4-ジクロロフェニル)尿素 | 1,5 | 洗い流す製品での使用に限る。 |
| 86. トリクロサン | 2, 4, 4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシジフェニルエーテル トリクロサン トリクロロ-2, 4, 4'-ヒドロキシ-2'-ジフェニルエーテル 5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール | 0,50 | 全ての種類の製品に対して。 |

別添2

以下の物質は、ここに示す条件および濃度で保存料として使用が認められている。

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|----------------------|---|----------------|---------------|
| 1. 安息香酸及びその塩類並びにエステル | ベンゼンカルボン酸 ベンゼンギ酸 ベンゼンメタン酸 ドラシクル酸 フェニルカルボン酸 ギ酸フェニル 安息香酸アンモニウム アンモニウムベンゾアート プチルベンゾアート 安息香酸プチル カルシウムベンゾアート 安息香酸カルシウム 安息香酸フェニル フェニルベンゾアート 安息香酸マグネシウム マグネシウムベンゾアート 安息香酸カリウム カリウムベンゾアート 安息香酸プロピル プロピルベンゾアート 安息香酸ナトリウム ナトリウムベンゾアート ベンゼンカルボン酸 二安息香酸カルシウム 二安息香酸マグネシウム 安息香酸プチルエステル 安息香酸n-プチルエステル 安息香酸フェニルエステル 安息香酸プロピルエステル 安息香酸n-プロピルエステル 安息香酸アンモニウム塩 安息香酸カルシウム塩 安息香酸マグネシウム塩 安息香酸カリウム塩 安息香酸ナトリウム塩 | 0,50 (酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------|---|-----------------|---------------------|
| 2. デヒドロ酢酸及びその塩類 | 3-アセチル-6-メチル-2H-ピラン-2, 4(3H)-ジオン デヒドロ酢酸ナトリウム メチルアセトピロノン 3-アセチル-4-ヒドロキシ-6-メチル-2H-ピラン-2-オン 3-アセチル-6-メチル-2H-ピラン-2, 4(3H)-ジオンナトリウム塩 デヒドロ酢酸ナトリウム塩 | 0,60 (酢酸として) | スプレータイプの製品には使用できない。 |
| 3. ギ酸及びそのナトリウム塩 | ギ酸ナトリウム ナトリウムホルマート ギ酸ナトリウム塩 | 0,50 (ギ酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------------------|--|---------------------------|---------------|
| 4. p-ヒドロキシ安息香酸及びその塩類並びにエステル | 4-ヒドロキシ安息香酸 p-サリチル酸 パラベン | 0.4(エステルの場合酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |
| | p-カルボキシフェニル ベンジルパラベン ブチルパラベン エチルパラベン フェニルパラベン フェノキシエチルパラベン ヒドロキシベンゾアート類 イソブチルパラベン イソフェニルパラベン イソプロピルパラベン イソデシルパラベン メチルパラベン カルシウムパラベン イソブチルパラベン カリウムパラベン プロピルパラベン ナトリウムパラベン ブチルp-ヒドロキシベンゾアート カルシウムp-ヒドロキシベンゾアート p-ヒドロキシ安息香酸ブチル p-ヒドロキシ安息香酸カルシウム p-ヒドロキシ安息香酸エチル p-ヒドロキシ安息香酸イソブチル p-ヒドロキシ安息香酸フェニル p-ヒドロキシ安息香酸イソプロピル p-ヒドロキシ安息香酸メチル p-ヒドロキシ安息香酸カリウム p-ヒドロキシ安息香酸プロピル p-ヒドロキシ安息香酸ナトリウム エチルp-ヒドロキシベンゾアート フェニルp-ヒドロキシベンゾアート イソブチルp-ヒドロキシベンゾアート イソプロピルp-ヒドロキシベンゾアート メチルp-ヒドロキシベンゾアート プロピルp-ヒドロキシベンゾアート カリウムp-ヒドロキシベンゾアート ナトリウムp-ヒドロキシベンゾアート プロピルパラベン ブチルパラベンカリウム エチルパラベンカリウム メチルパラベンカリウム プロピルパラベンカリウム ブチルパラベンナトリウム エチルパラベンナトリウム イソプロピルパラベンナトリウム メチルパラベンナトリウム プロピルパラベンナトリウム | 0.80 (エステル混合物の場合、酸として) | |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------|---|----------------|-----------------------|
| 5. プロピオン酸及びその塩類 | プロパン酸 メチル酢酸 カルボキシメタン プロピオン酸アンモニウム アンモニウムプロピオナート プロピオン酸アンモニウム塩 プロピオン酸カルシウム カルシウムプロピオナート プロピオン酸カルシウム塩 プロピオン酸マグネシウム マグネシウムプロピオナート ニプロピオン酸マグネシウム マグネシウムジプロピオナート プロピオン酸マグネシウム塩 プロピオン酸ナトリウム ナトリウムプロピオナート エタンカルボン酸ナトリウム プロピオン酸ナトリウム塩 プロピオン酸カリウム カリウムプロピオナート プロパン酸カリウム カリウムプロパノアート プロピオン酸カリウム塩 | 2.00 (酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |
| 6. サリチル酸及びその塩類 | O-ヒドロキシ安息香酸 2-ヒドロキシ安息香酸 二サリチル酸亜鉛 サリチル酸MEA o-カルボキシフェニル サリチル酸カルシウム塩 サリチル酸モノエタノールアミン塩 2-ヒドロキシ安息香酸カルシウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸モノエタノールアミン塩 モノエタノールアミン2-ヒドロキシベンゾアート 2-ヒドロキシ安息香酸モノエタノールアミン サリチル酸マグネシウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸マグネシウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸マグネシウム サリチル酸カリウム塩 サリチル酸モノナトリウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸カリウム塩 2-ヒドロキシ安息香酸カリウム 2-ヒドロキシ安息香酸モノナトリウム塩 o-ヒドロキシ安息香酸ナトリウム カルシウムサリチラート サリチル酸カルシウム サリチル酸エタノールアミン サリチル酸マグネシウム サリチル酸モノエタノールアミン サリチル酸カリウム サリチル酸ナトリウム マグネシウムサリチラート カリウムサリチラート サリチル酸亜鉛 | 0.50 (酸として) | 3歳未満の小児用の調製品には使用できない。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|--|---|---------------|--|
| 7. ソルビン酸及びその塩類 | 2, 4-ヘキサジエン酸 2-プロペニルアクリル酸 1, 3-ペンタジエン-1-カルボン酸 ソルビン酸カルシウム カルシウムソルバート ソルビン酸カルシウム塩 2, 4-ヘキサジエン酸カルシウム塩 ソルビン酸ナトリウム ナトリウムソルバート ソルビン酸ナトリウム塩 2, 4-ヘキサジエン酸ナトリウム塩 ソルビン酸カリウム カリウムソルバート ソルビン酸カリウム塩 2, 4-ヘキサジエン酸カルシウム 2, 4-ヘキサジエン酸ナトリウム | 1.0 (酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |
| 8. ウンデシレン酸及びその塩類 | ウンデシレン酸 10-ウンデシレン酸 ウンデス-10-エン酸 | 0.2 (酸として) | 全ての種類の製品に対して。 |
| 9. ベンジルアルコール | ベンゼンメタノール フェニルカルビノール フェニルメタノール フェニルメチルアルコール α -トルエノール | 1.0 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 10. ジクロロベンジルアルコール | 2, 4-ジクロロベンゼンメタノール 2, 4-ジクロロベンジルアルコール ジクロロ2, 4-ベンジルアルコール | 0.15 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 11. ベンジルヘミホルマール | (ベンジルオキシ)-メタノール フェニルメトキシメタノール | 0.15 | 洗い流す製品での使用に限る。 |
| 12. BHA | 3-tert-ブチル-4-ヒドロキシアニソール ブチルヒドロキシアニソール ブチル化ヒドロキシアニソール | 0.15 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 13. プロモクロロフェン | 3, 3'-ジプロモ-5, 5'-ジクロロ-2, 2'-ジヒドロキシジフェニルメタン プロフェン 6, 6'-ジプロモ-4, 4'-ジクロロ-2, 2'-メチレンビス[6-プロモ-4-クロロフェノール] ジプロモ3, 3'-ジクロロ5, 5'-ジヒドロキシ-2, 2'-ジフェニルメタン 2, 2'-メチレン-ビス(6-プロモ-4-クロロフェノール) | 0.10 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 14. 5-プロモ-5-ニトロ-1, 3-ジオキサン | | 0.10 | 洗い流す製品およびニトロソアミンの生成を促す物質を含有しない製品での使用に限る。 |
| 15. 2-プロモ-2-ニトロ-1, 3-プロパンジオール | 2-プロモ-2-ニトロ-1, 3-プロパンジオール プロノポール | 0.10 | ニトロソアミンの生成を促す物質を含有する製品には使用できない。 |
| 16. 臭化あるいは塩化ベントリモニウム、セトリモニウム、ラウルトリモニウム、ミルトリモニウム、ステアルトリモニウム | 臭化あるいは塩化アルキル(C12-C22)トリメチルアンモニウム 臭化セトリモニウム 臭化ステアルトリモニウム 臭化ラウルトリモニウム 臭化ミルトリモニウム 塩化ベントリモニウム 塩化セトリモニウム 塩化ステアルトリモニウム 塩化ラウルトリモニウム セタブ クアテルニウム13 クアテルニウム-10 | 0.10 | 全ての種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|---------------------------|--|---------------------|--|
| 17. クリンパゾール | 1-イミダゾリル-1-(4-クロロフェノキシ)3, 3-ジメチルプタン-2-オン クリンパゾール 1-(4-クロロフェノキシ)-1-(1H-イミダゾリル)-3, 3-ジメチル-2-ブタンオン | 0.50 | 全ての製品に対して。 |
| 18. 塩化、臭化及びサッカリン酸ベンザルコニウム | 塩化、臭化またはサッカリン酸アルキルC8-C18ジメチルベンジルアミン | 3.0 | 洗い流す頭髪用製品において。 |
| | 臭化アルキルジメチルベンジルアンモニウム | 0.1 | 全ての種類の製品に対して。 |
| | 塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム サッカリン酸アルキルジメチルベンジルアンモニウム | | |
| 19. クロロアセトアミド | | 0.30 | 全ての製品に対して。 |
| 20. クロロプタノール | 1, 1, 1-トリクロロ-2-メチル-2-プロパノール アセトクロロン クロルプタノール メタホルム アセトン-クロロホルム クロロブトール クロレトン トリクロロ-tert-ブチルアルコール | 0.50 | スプレータイプの製品には使用できない。 |
| 21. クロルフェネシン | 3-(p-クロロフェノキシ)-プロパン1, 2-ジオール クロルフェネシン 3-(4-クロロフェノキシ)-1, 2-プロパンジオール p-クロロフェニルグリセリルエーテル | 0.30 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 22. クロロフェン | ベンジル-2-クロロ-4-フェノール 2-ベンジル-4-クロロフェノール 4-クロロ-2-ベンジルホルムアルデヒド 5-クロロ-2-ヒドロキシジフェニルメタン 4-クロロ- α -フェニル- α -クレゾール | 0.20 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 23. p-クロロ-m-クレゾール | 4-クロロ-3-メチルフェノール クロロクレゾール クロロメチルフェノール 4-クロロ-m-クレゾール 2-クロロ-5-ヒドロキシトルエン 1-クロロ-2-メチル-4-ヒドロキシベンゼン 4-クロロ-3-メチルフェノール p-クロロメタクレゾール | 0.20 | 粘膜に付着させる製品には使用できない。 |
| 24. クロロキシレノール | 4-クロロ-3, 5-ジメチルフェノール クロロジメチルヒドロキシベンゼンp-クロロ-m-キシレノール 4-クロロ-3, 5-キシレノール p-クロロ-m-キシレノール | 0.50 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 25. 塩化ベンゼトニウム | ベンゼンメタンアミニウムクロリド, N, N-ジメチル-N-[2-[2-[4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノキシ]エトキシ]ベンジル(ジメチル)](2-2-[4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノキシ]エトキシ)-エチル)アンモニウムクロリド ジイソブチルフェノキシエトキシエチルジメチルベンジルアンモニウムクロリド N, N-ジメチル-N-[2-[2-[4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノキシ]エチル]ベンゼンメタンアミニウム | 0.1 | 洗い流す製品に対して。 |
| 26. 二酸化チタン上の塩化銀 | | 0.004 (塩化銀として) | 乳幼児用の製品には使用できない。 目の周りおよび唇に塗布する製品には使用できない。 |
| 27. クアテルニウム15 | 1-(3-クロロアリル)-3, 5, 7-トリアザ-1-アゾニアダマンタンクロリド N-(3-クロロアリル)ヘキサアミニウムクロリド クロロアリルメタンアミンクロリド | 0.20(遊離ホルムアルデヒドとして) | 全ての種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|--------------------------------|--|--------------------|-------------------------------|
| 28. ジアゾリジン尿素 | N-(ヒドロキシメチル)-N-ジヒドロキシメチル-1,3-ジオクソ-2,5-イミダゾリジン-4)-N'-(ヒドロメチル)尿素 N-[1,3-ビス(ヒドロキシメチル)-2,5-ジオクソ-4-イミダゾリジン]-N,N'-ビス(ヒドロキシメチル)尿素 | 0.5 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 29. ジプロモヘキサミン及びその塩類(イセチオン酸を含む) | 1,6-ジ(アミン-2-プロモフェノキシ)-n-ヘキサン | 0.10 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 30. ジクロロフェン | 2,2'-メチレンビス(4-クロロフェノール) | 0.50 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 31. ジクロロ-m-キシレノール | 2,4-ジクロロ-3,5-ジメチルフェノール 2,4-ジクロロ-3,5-キシレノール | 0.10 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 32. ニグルコン酸、二塩酸及び二酢酸クロルヘキシジン | ビス-(p-クロロフェニル-ジグアニド)-1,6-ヘキサン:酢酸、二酢酸、ニグルコン酸、クロルハイドレート及びジクロルハイドレート、塩酸、二塩酸 N,N'-ビス(4-クロロフェニル)-3,12-ジアミノ-2,4,11,13-テトラアザ-テトラデカンジアミン 1,6-ジ(N-p-クロロフェニルジグアニド)ヘキサン 1,1-ヘキサメチレンビス(5-(p-クロロフェニル)ピグアニド) ニグルコン酸クロルヘキシジン グルコン酸クロルヘキシジン 酢酸クロルヘキシジン クロルヘキシジנקロルハイドレート 塩酸クロルヘキシジン 二塩酸クロルヘキシジン | 0.30(クロルヘキシジンとして) | 全ての種類の製品に対して。 |
| 33. ジメチルオキサゾリジン | 4,4'-ジメチル-1,3-オキサゾリジン | 0.1 | pH6以上の製品での使用に限る。 |
| 34. DMDMヒダントイン | 1,3-ジメチロール-5,5-ジメチルヒダントイン ヒダントインDMDM | 0.6 | |
| 35. 7-エチルピシクロオキサゾリジン | 5-エチル-3,7-ジオキサ-1-アザピシクロ[3.3.0]オクタン | 0.3 | 粘膜に付着させる製品での使用を禁じる。 |
| 36. o-フェニルフェノール及びその塩類 | (1,1'-ビフェニル)-2-オール o-ジフェニロール 2-フェニルフェノール ビフェニル-2-オール MEA o-フェニルフェナート o-フェニルフェノールエタノールアミン o-フェニルフェノールモノエタノールアミン o-フェニルフェナートナトリウム ナトリウムo-フェニルフェノキシド ナトリウム2-ヒドロキシジフェニル o-フェニルフェナートカリウム カリウム2-フェニルフェノキシド カリウムo-フェニルフェノキシド | 0.20(フェノールと表示する場合) | |
| 37. フェニル水銀及びその塩類 | 安息香酸フェニル水銀 安息香酸o-フェニル水銀 フェニル水銀ポレート ホウ酸フェニル水銀ホウ酸(3-)-o]フェニル水銀)-(2)ニ水 プロモフェニル水銀 臭化フェニル水銀 クロロフェニル水銀 塩化フェニル水銀 | 0.007 (Hgとして) | 眼のメイクアップおよびクレンジング用の製品での使用に限る。 |
| 38. フェノキシエタノール | 2-フェノキシエタノール エチレングリコールモノフェニルエーテル 2-ヒドロキシエチルフェニルエーテル 2-フェノキシエチルアルコール フェノキシトール フェノキシ-2-エタノール | 1.0 | |
| 39. フェノキシイソプロパノール | 1-フェノキシプロパン-2-オール 2-フェノキシ-1-メチルエタノール 1-フェノキシ-2-プロパノール フェノキシプロパノール | 1.0 | 洗い流す製品での使用に限る。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|---------------------------------------|---|---|--------------------------------|
| 40. ホルムアルデヒド及びp-ホルムアルデヒド | ホルマリン ホルムアルデヒド メタルデヒド メタナール メチルアルデヒド オキシメタン オキシメチレン | 0.20(遊離ホルムアルデヒドとして) | スプレータイプの製品には使用できない。 |
| 41. グルタルール | グルタルアルデヒド グルタルアルデヒド(1, 5-ペンタンジアル) グルタルジアルデヒド ペンタンジアル 1, 5-ペンタンジアル | 0.1 | スプレータイプの製品には使用できない。 |
| 42. イセチオン酸とp-ヒドロキシ安息香酸を含むヘキサミジン及びその塩類 | 1, 6-ジ(4-アミノフェノキシ)-N-ヘキサ 2-デオキシフェノバルビタール 4, 4'-ジ(4-アミノ-1, 6-ジフェノキシヘキサ 4, 4'-[1, 6-ヘキサンジイルビス(オキシ)ビスベンゼンカル ボキシミドアミド イソチオン酸ヘキサミジン p-ヒドロキシ安息香酸ヘキサミジン ジパラベンヘキサミジン パラベンヘキサミジン | 0.1 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 43. ヘキセチジン | 5-アミノ-1, 3-ビス(2-エチルヘキシル)-5-メチル-ヘ キサヒドロピリミジン 1, 3-ビス(2-エチルヘキシル)ヘキサヒドロ-5-メチル-5 -ピリミジンアミン アミノ-5-ビス(エチル-2-ヘキシル)-1, 3メチル1-5-ペ ルヒドロピリミジン | 0.10 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 44. ヒドロキシメチルグリシン酸ナトリウム | ヒドロキシメチルグリシン酸ナトリウム ナトリウムヒドロキシメチルグリシナート ヒドロキシメチルアミノ酢酸ナトリウム N-(ヒドロキシメチル)グリシンナトリウム塩 | 0.50 | |
| 45. イミダゾリジニル尿素 | N, N'-メチレンビス[N'-[1-(ヒドロキシメチル)-2, 5-ジ オキソ-4-イミダゾリジニル]尿素] 3, 3'-ビス(1-ヒドロキシメチル)-2, 5-ジオキソイミダゾリ ジニル-4-イル)1, 1'-メチレン二尿素 | 0.60 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 46. イソプロピルm-クレゾール | O-シメン-5-オール 4-イソプロピルm-クレゾール イソプロピルメタクレゾール イソプロピルメチルフェノール 3-メチル-4-(1-メチルエチル)フェノール | 0.1 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 47. メタンアミン | ヘキサメチレンテトラミン アミノホルム ホルマミン ヘキサメチレンアミン メタンアミド メタンアミン 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3, 3, 1, 1]デカン | 0.15 | |
| 48. メチルジプロモグルタロニトリル | 1, 2-ジプロモ-2-4-ジシアノブタン 2-プロモ-2-(プロモメチル)グルタロニトリル 2-プロモ-2-(プロモメチル)ペンタンジニトリル | 0.025 0.10 | 全ての種類の製品に対して。 頭髪用製品での使用に限る。 |
| 49. メチルイソチアゾリノン+エチルクロロイソチアゾリノン | 5-クロロ-2-メチル-4-イソチアゾリノン-3-オン+2-メチ ル-4-イソチアゾリノン-3-オン+塩化マグネシウム及び硝 酸マグネシウム | 0.0015(メチルクロロイソチアゾ リノン+メチルイ ソチアゾリノンを 3対1の比率で 混合させた中 で) | 全ての種類の製品に対して。 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度 (%) | 使用条件 |
|-----------------------|--|-------------------------|---|
| 50. メチルイソチアゾリノン | 2-メチル-3(2H)-イソチアゾロン 2-メチル-4-イソチアゾリン-3オン | 0,01 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 51. ピリチオン亜鉛 | ピリチオン亜鉛 ビス(1-ヒドロキシ-2(1H)-ピリジンチオナート)亜鉛 | 1,0 | 洗い流す製品に対して。 |
| 52. ピロクトンオラミン | 1-ヒドロキシ-4-メチル-6-(2, 4, 4-トリメチルペンチル) 2-ピリドン及びそのモノエタノールアミン塩 ピロクトンオラミン | 1,0 0,5 | 洗い流す製品に対して。 その他の製品に対して。 |
| 53. ポリアミノプロピルピグアニド | ポリヘキサメチレンピグアニド(+)塩酸塩 | 0,30 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 54. ポリオキシメチレン | パラホルムアルデヒド | 0,20 (遊離ホルムアルデヒドとして) | スプレータイプの製品および乳幼児用の製品には使用できない。 |
| 55. 可溶性クエン酸銀塩 | | 0,30 | スキンケア用製品において。 |
| 56. 無機亜硫酸及び重亜硫酸 | 亜硫酸アンモニウム 重亜硫酸アンモニウム 亜硫酸ナトリウム 重亜硫酸ナトリウム 亜硫酸カリウム及び定義に基づくその他の陽イオン | 0,2 (SO2として) | |
| 57. チメロサル | エチル水銀チオサリチル酸ナトリウム チオメルサル チオメルサラート エチルメルクリチオサリチル酸ナトリウム | 0,007 (水銀) | 眼のメイクアップおよびそのクレンジングのための使用に限る。 |
| 58. チモール | 5-メチル-2-(1-メチルエチル)フェノール 3-ヒドロキシ-p-シメン チムカンファー m-チモール3-p-シメノール | 0,10 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 59. トリクロカルバン | 3, 4, 4'-トリクロロカルバニリド トリクロロカルバニリド TCC トリクロカルバン トリクロロ-3, 4, 4'カルバニリド N-(4-クロロフェニル)-N'- (3, 4-ジクロロフェニル)尿素 | 1,00 | 石鹸および体臭防止剤での使用に限る。3歳未満の乳幼児用の製品には使用できない。 |
| 60. トリクロサン | 2, 4, 4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシフェニルエーテル トリクロサン トリクロロ-2, 4, 4'-ヒドロキシ-2'-フェニルエーテル 5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール | 0,30 | 全ての種類の製品に対して。 |
| 61. ヨウ素酸ナトリウム | ナトリウムヨウダート | 0,1 | 洗い流す製品での使用に限る。 |
| 62. ヨウ素酸カリウム | カリウムヨウダート | 0,1 | 洗い流す製品での使用に限る。 |
| 63. ヨードプロピニルブチルカルバメート | カルバミン酸 ブチル-3-ヨード-2-プロピニルカルバメート 3-ヨード-2-プロピニルブチルカルバメート IPBC | 0,05 | 唇用の製品では使用できない。 |

別添3

以下の物質は、日焼け止めという目的に限り、使用が認められる。

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度(%) |
|---|--|--------------------|
| 1. ベンジリデンカンファースルホン酸及びその塩類 | アルファー(オキソ-2-ボルニリデン-3-)-トルエン-4-スルホン酸 | 6,0 酸として表示する場合 |
| 2. フェニルベンズイミダゾールスルホン酸及びそのナトリウム、カリウム並びにトリエタノールアミンの塩類 | 2-フェニルベンズイミダゾール-5-スルホン酸 フェニルベンズイミダゾールスルホン酸 エンスリゾール 2-フェニルベンズイミダゾール-5-スルホン酸 2-フェニル-5-スルホンベンズイミダゾール フェニルベンズイミダゾールスルホン酸ナトリウム | 8,0 酸として表示する場合 |
| 3. テレフタリリデンジカンファースルホン酸及びその塩類 | 3, 3'-(1, 4-フェニレンジメチリデン)ビス(7, 7-ジメチル-2-オキソ-ビシクロ-2, 2, 1)ヘプタン-1-イルメタンスルホン酸 | 10,0 酸として表示する場合 |
| 4. アントラニル酸メチル | p-メンタン-3-イルアントラニル酸エステル シクロヘキサノール, 5-メチル-2-(1-メチルエチル)-, 2-アミノ安息香酸 アントラニル酸メントール o-アミノ安息香酸メチル メラジメート 5-メチル-2-(1-メチルエチル)シクロヘキサノール-2-アミノ安息香酸 | 5,0 |
| 5. 3-ベンジリデンカンファー | 2-ボルナン, 3-ベンジリデン 1, 7, 7-トリメチル-3-(フェニルメチレン)ビシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2-オン | 2,0 |
| 6. ベンゾフェノン-1 | 2, 4-ジヒドロキシベンゾフェノン ベンゾレスルシノール 4-ベンゾイルレスルシノール (2, 4-ジヒドロキシフェニル)フェニルメタン | 5,0 |
| 7. ベンゾフェノン-3 | 2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノンオキシベンゾン 2-ベンゾイル-5-メトキシフェノール酸 2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン (2-ヒドロキシ-4-メトキシフェニル)フェニルメタン オキシベンゾン メタン(2-ヒドロキシ-4-メトキシフェノール)フェニルオキシベンゾン | 10,0 |
| 8. ベンゾフェノン-4 | 5-ベンゾイル-4-ヒドロキシ-2-メトキシベンゼンスルホン酸 2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン-5-スルホン酸 スリソベンゾン 1-フェノール-4-スルホン酸, 2-ベンゾイル-5-メトキシ | 5,0 酸として表示する場合 |
| 9. ベンゾフェノン-5 | 5-ベンゾイル-4-ヒドロキシ-2-メトキシベンゼンスルホン酸モノナトリウム塩 2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン-5-スルホン酸モノナトリウム塩 ヒドロキシメトキシベンゾフェノンスルホン酸ナトリウム スリソベンゾンナトリウム | 5,0 酸として表示する場合 |
| 10. ベンゾフェノン-8 | 2, 2'-ジヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン ジオキシベンゾン (2-ヒドロキシ-4-メトキシフェニル)-(2-ヒドロキシフェニル)メタン | 3,0 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度(%) |
|--|---|------------------------|
| 11.ビス-エチルヘキシシロキシフェノールメトキシフェニルトリアジン(BEMT) | (1, 3, 5)-トリアジン2, 4ビス([4-(2-エチルヘキシシロキシ)-2-ヒドロキシ]フェニル)-6-(4-メトキシフェニル) | 10,0 |
| 12. ビスイミダジレート | 2-2'-ビス-(1, 4-フェニレン)-1H-ベンズイミダゾール-4, 6-ジスルホン酸モノナトリウム塩 | 10,0 酸として表示する場合 |
| 13. ボルネロンまたはボルメロン | 5-(3, 3-ジメチル-2-ノルボルニリデン)-3-ペンテン-2-オン UV4吸収剤 | 3,0 |
| 14. ブチルメトキシジベンゾイルメタン | 1-(4-tert-ブチルフェニル)-3-(4-メトキシフェニル)プロパン-1, 3-ジオン 1-[4-(1, 1-ジメチルエチル)フェニル]-3-(4-メトキシフェニル)-1, 3-プロパンジ アポベンゾン | 5,0 |
| 15. シノキサート | 2-エトキシエチル-p-メトキシシナメート フィアソール | 3,0 |
| 16. ジエチルアミノヒドロキシベンゾイル安息香酸ヘキシル | 2-[4-(ジエチルアミノ)-2-ヒドロキシベンゾイル]-安息香酸ヘキシルエステル | 10,0 |
| 17. ジエチルヘキシルブタアミドトリアゾン | ジオクチルブタアミドトリアゾン(Dioctylbutamido triazona) 4, 4-((6-((1, 1-ジメチルエチル)アミノ)カルボニル)フェニル)アミノ)1, 3, 5-トリアジ ン-2, 4-ジイル)ジイミノ)ビス-, ビス(2-エチルヘキシル)エステル)安息香酸 | 10,0 |
| 18. ジメチコジエチルベンザルマロネート | ジメチコジエチルベンザルマロネート ジメチコジエチルマロニルベンジリデン オキシプロペン ポリシリコン15 | 10,0 |
| 19. 二酸化チタン | 二酸化チタン | 25,0 |
| 20. エチルヘキシルジメチルPABA | パジメートO 4-ジメチル-アミノ-安息香酸エチル-2-ヘキシル オクチルジメチルPABA 2-エチルヘキシルp-ジメチルアミノ安息香酸 | 8,0 |
| 21. エチルヘキシルメトキシケイ皮酸 | 2-エチルヘキシルp-メトキシシナマート エチルヘキシルメトキシケイ皮酸 3-(4-メトキシフェニル)-2-プロペン酸2-エチルヘキシルエステル メトキシケイ皮酸オクチル 4-メトキシケイ皮酸2-エチルヘキシル オクチノキサート 4-メトキシケイ皮酸オクチル 2-エチルヘキシル4-メトキシシナマート | 10,0 |
| 22. エチルヘキシルトリアゾン | 2, 4, 6-トリアニリン-(p-カルボ-2'-エチルヘキシル-1'-オキシ)-1, 3, 5-トリア オクチルトリアゾン | 5,0 |
| 23. グリセリルPABA | 1-(4-アミノベンゾアート)1, 2, 3-プロパントリオール グリセロール1-(p-アミノベンゾアート) p-アミノ安息香酸グリセリル パラアミノ安息香酸グリセリル リサジメート 1, 2, 3-プロパントリオール1-(4-アミノベンゾアート) | 5,0 (ベンゾカインを含まないこと) |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度(%) |
|---|---|-----------|
| 24. ホモサレート | 2-ヒドロキシ安息香酸3, 3, 5-トリメチルシクロヘキシル ホモメンチルサリチラート サリチル酸ホモメンチル 2-ヒドロキシ安息香酸3, 3, 5-トリメチルシクロヘキシル サリチル酸メタホモメンチル 安息香酸, 2-ヒドロキシ-, 3, 3, 5-トリメチルシクロヘキシルエステル | 10,0 |
| 25. p-メトキシケイ皮酸イソアミル | 4-メトキシケイ皮酸イソペンチル アミロキサート イソアミル2-(4-メトキシフェニル)-2-プロペノアート | 10,0 |
| 26. メチレン-ビス-ベンゾトリアゾリルテトラメチルブチルフェノール(MBBT) | 2, 2'-メチレンビス(6-(2H-ベンゾトリアチアゾリル-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール) 2, 2'-メチレンビス[4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)-6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール] | 10,0 |
| 27. 4-メチルベンジリデンカンファー | 3-(4-メチルベンジリデン)-d-1カンファー 4-メチルベンジリデンカンファー 1, 7, 7-トリメチル-3-[(4-メチルフェニル)メチレン]ビスクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オ | 4,0 |
| 28. メト硫酸カンファーベンザルコニウム | N, N, N-トリメチル-(オキソ-2ボルニリデン-3)メチル]-4-アニリニウムメチルスル メチルN, N, N-トリメチル-4-[(4, 7, 7-トリメチル-3-オキソビスクロ[2, 2, 1]ヘプタ ン-2-イリデン)メチル]アニリンスルファート N, N, N-トリメチル-4-(2-オキソボルン-3-イリデンメチル)メチルアニリンスルファート | 6,0 |
| 29. オクトクリレン | 2-エチルヘキシル-2-シアノ-3, 3-ジフェニルアクリラート 2-エチルヘキシル酸2-シアノ-3, 3-ジフェニルアクリル酸エステル 2-シアノ-3, 3-ジフェニル-アクリル酸, 2-エチルヘキシルエステル 2-エチルヘキシル2-シアノ-3, 3-ジフェニル-2-プロペノアート 2-エチルヘキシル2-シアノ-3-フェニルシンナート UV3吸収剤 | 10,0 |
| 30. 酸化亜鉛 | 酸化亜鉛 | 25,0 |
| 31. PEG-25PABA | エトキシ化4アミノ安息香酸エチル ポリエチレングリコール25PABA ポリエチレングリコール(25)PABA ポリオキシエチレン(25)PABA | 10,0 |
| 32. ポリアクリルアミドメチルベンジリデンカンファー | N-[(2, 4)-[(2-オキソボルン-3-イリデン)メチル]-ベンジル]アクリルアミドポリマー | 6,0 |
| 33. サリチル酸イソプロピルベンジル | サリチル酸4-イソプロピルベンジル 4-イソプロピルベンジルサリチラート イソプロピルベンジルサリチラート | 4,0 |
| 34. サリチル酸エチルヘキシル | 2-エチルヘキシルサリチラート オクチサート サリチル酸オクチル 2-エチルヘキシル2-ヒドロキシ安息香酸 エチルヘキシルサリチラート(RIFM) オクチルサリチラート | 5,0 |

| 一般名称 | 化学名・別名 | 最大許容濃度(%) |
|---------------------|---|-----------|
| 35. サリチル酸TEA | TEAサリチラート 安息香酸, 2-ヒドロキシ-, 2, 2', 2''-ニトリロトリス[エタノール](1:1)の混合物 2-ヒドロキシ安息香酸, 2, 2', 2''-ニトリロトリス[エタノール](1:1)の混合物 サリチル酸トリエタノールアミン サリチル酸トロラミン | 12,0 |
| 36. ドロメトリゾールトリシロキサン | ドロメトリゾールトリシロキサン 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-メチル-6-(2-メチル-3-(1, 3, 3, 3-テトラメチル-1-(トリメチルシリル)オキシ)-ジシロキサニル)プロピル)フェノール | 15,0 |

別添4

香水・化粧品製造において、以下の使用条件のもとで、次の着色料を使用することができる。

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|---------------------------|--|------------------------|
| 1 | 10006 | ピグメントグリーン8 | ピグメントグリーンB グリーン1 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 2 | 10020 | アシッドグリーン1 | ナフトールグリーンB グリーン2 緑色401号 | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 3 | 10316 | アシッドイエローNo.1及びそのアルミニウムレーキ | ナフトールイエローS イエロー7 Ext.イエロー7 Ext.イエローNo.7 Ext. D&Cイエロー7 黄色403号 8-ヒドロキシ5, 7-ジニトロ-2-ナフタレンスルホン酸ナトリウム塩 | 目の周りに塗布する製品での使用を除く。 |
| 4 | 11005 | ディスパースオレンジ3 | 1-(4'-アミノフェニルアゾ)-4-ニトロベンゼン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 5 | 11680 | ピグメントイエロー1 | 2-(4-メチル-2-ニトロフェニルアゾ)-3-オキソ-N-フェニルブタンアミド 黄色401号 ハンザイエローG | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 6 | 11710 | ピグメントイエロー3 | イエローNo.2 ハンザイエロー10G | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 7 | 11725 | ピグメントオレンジ1 | オレンジまたはだいたい色401号 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 8 | 11920 | フードオレンジ3 | ソルベントオレンジ1 オレンジNo.2 スーダンオレンジG | 制限なし。 |
| 9 | 12010 | ソルベントレッド3 | 4-[(4-エトキシフェニル)アゾ]-1-ナフタレノール | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 10 | 12085 | ピグメントレッド4及びそのレーキ | 1-[(2-クロロ-4-ニトロフェニル)アゾ]-2-ナフタレノール D&Cレッド36 レッド36 赤色228号 クロロパラニトロアニリンレッド ファイヤーレッド パーマトンレッド | 全ての製品において3%を超えない濃度とする。 |
| 11 | 12120 | ピグメントレッド3 | レッドNo.1 赤色221号 トルイジンレッド | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 12 | 12150 | ソルベントレッド1 | レッド2 スーダンレッドG | 制限なし。 |
| 13 | 12245 | ベーシックレッド76 | 1-(2-メトキシフェニルアゾ)-2'-ヒドロキシ-7-トリメチルナフタレンアミノウムクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 14 | 12250 | ベーシックブラウン16 | [8-[(p-アミノフェニル)アゾ]7-ヒドロキシ-2-ナフチル]トリメチルアンモニウムクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 15 | 12251 | ベーシックブラウン17 | [8-[(4-アミノ-3-ニトロフェニル)アゾ]-7-ヒドロキシ-2-ナフチル]トリメチルアンモニウムクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 16 | 12251:1 | ベーシックレッド118 | [8-[(4-アミノ-2-ニトロフェニル)アゾ]-7-ヒドロキシ-2-ナフチル] | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|------------------------------|--|-----------------------|
| 17 | 12370 | ピグメントレッド112 | レッドNo.6 パーマネントレッドFGR | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 18 | 12420 | ピグメントレッド7 | レッドNo.3 パーマネントレッドF4RH | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 19 | 12480 | ピグメントブラウン1 | ブラウンNo.3 パーマネントブラウンFG | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 20 | 12490 | ピグメントレッド5 | 5-クロロ-4-(5-ジエチルスルファモイル-2- -メトキシフェニルアゾ)-3-ヒドロキシ-2,4- -ジメトキシ-2-ナフタリン パーマネントカルミン | 制限なし。 |
| 21 | 12700 | ディスパースイエロー16 | スーダンイエロー3G ソルベントイエロー16 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 22 | 12719 | ベーシックイエロー57 | 4-(3'-トリメチルアンモニウムフェニルアゾ)N -フェニル-3-メチルピラゾロン-5クロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 23 | 13015 | フードイエロー2 | ファーストイエローAB アシッドイエロー9 ファーストイエロー ファーストイエローSX | 制限なし。 |
| 24 | 13058 | ピグメントレッド100 | D&CレッドNo.39 レッド39 アルバレッド | 最大濃度0.1%で、外用に限る。 |
| 25 | 14270 | フードレッド8 | クリソインS アシッドオレンジ6 イエローNo.5 | 制限なし。 |
| 26 | 14700 | フードレッド1及びそのレーキ。ポンソーSX及びそのレーキ | FD&Cレッド4 レッド4 レッドNo.4 赤色504号 3-[(2,4-ジメチル-5-スルホフェニル)ア ゾ]-4-ヒドロキシ-1-ナフタレンスルホン酸ナト | 制限なし。 |
| 27 | 14720 | アシッドレッド14 | アゾルビン カルモイシン フードレッド2 レッドNo.4 フードレッド3 モルダントブルー79 4-ヒドロキシ-3-[4-スルホ-1ナフタレニ ル)アゾ]-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウム | 制限なし。 |
| 28 | 14815 | フードレッド2 | スカーレットGN レッドNo.5 レッド5 | 制限なし。 |
| 29 | 15550.3 | ソルベントオレンジ49 | オレンジ4のアミン縮合物レーキ | 目の周縁に塗布する製品には使用できない。 |
| 30 | 15510 | アシッドオレンジ7およびそのレーキ | 4-[(2-ヒドロキシ-1-ナフタレニル)アゾ]ベン ゼンスルホン酸モノナトリウム塩 ナフトールオレンジ D&Cオレンジ4 オレンジNo.4 オレンジNo.II だいたい色205 | 目の周縁に塗布する製品での使用を除く。 |
| 31 | 15510.1 | アシッドオレンジ17 | | 目の周縁に塗布する製品での使用を除く。 |
| 32 | 15510.2 | アシッドオレンジ17:1 | オレンジ4のアルミニウムレーキ | 目の周縁に塗布する製品での使用を除く。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|--------------------------|--|-----------------------|
| 33 | 15525 | ピグメントレッド68カルシウム及びナトリウム塩類 | 2-クロロ-5-[(2-ヒドロキシ-1-ナフタレニル)アゾ]-4スルホ安息香酸(カルシウム及びナトリウム)並びに定義に基づくその他陽イオン | 制限なし。 |
| 34 | 15580 | ピグメントレッド51 | 4-[(2-ヒドロキシ-1-ナフタレニル)アゾ]-2-メチルベンゼンスルホン酸 | 制限なし。 |
| 35 | 15620 | アシッドレッド88 | 赤色506号 ファーストレッドS アシッドレッド88モノナトリウム塩 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 36 | 15630 | ピグメントレッド49及びそのレーキ | D&CレッドNo.10 レッド10 レッドNo.10 赤色205号 | 最終製品で3%。 |
| 37 | 15630:1 | ピグメントレッド49:1 | D&CレッドNo.12 レッド9 レッドNo.9 赤色207号 | 最終製品で3%。 |
| 38 | 15630:2 | ピグメントレッド49:2 | D&CレッドNo.11 レッドNo.9 レッド11 赤色206号 | 最終製品で3%。 |
| 39 | 15630:3 | ピグメントレッド49:3 | D&CレッドNo.13 レッドNo.13 レッド13 赤色208号 | 最終製品で3%。 |
| 40 | 15711 | アシッドブラック52 | ニトロ-ナフタレンスルホン酸クロム錯体 | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 41 | 15800 | ピグメントレッド64:1 及びそのレーキ | 3-ヒドロキシ-4-(フェニルアゾ)-2-ナフタレンカルボン酸カルシウム塩 レッド31 D&CレッドNo.31 ブリリアントレーキR 赤色219号 レッドNo.31 | 粘膜と接触する製品には使用できない。 |
| 42 | 15850 | ピグメントレッド57及びそのレーキ | 3-ヒドロキシ-4-(4-メチル-2-スルホフェニル)アゾ-2-ナフタレンカルボン酸ジナトリウム D&CレッドNo.6 リトールルビンB レッドNo.6 レッド6 赤色201号 レッドNo.10 | 制限なし。 |
| 43 | 15850:1 | ピグメントレッド57:1及びそのレーキ | D&Cレッド7 リトールルビンBCa リトールルビンBカルシウム 赤色202号 レッド7 レッドNo.10 3-ヒドロキシ-4-[(4-メチル-2-スルホフェニル)アゾ]-2-ナフタレンカルボン酸カル | 制限なし。 |
| 44 | 15850:2 | ピグメントレッド57:2 及びそのレーキ | D&Cレッド6/バリウムレーキ | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|----------------------------------|---|--------------------|
| 45 | 15865 | ピグメントレッド48(ジナトリウム塩)及びそのレーキ | 赤色405号 レッドNo.11 パーマネントレッドF5R | 制限なし。 |
| 46 | 15880:1 | ピグメントレッド63:1及びそのレーキ | D&C34 レーキボルドーB ディープマルーン レッド34 レッドNo.34 赤色220号 3-ヒドロキシ-4-[(1-スルホニ-2-ナフタレニル)アゾ]-2-ナフタレンカルボン酸カルシ | 制限なし。 |
| 47 | 15980 | フードオレンジ2 | フードオレンジ2, ジナトリウム オレンジGGN | 制限なし。 |
| 48 | 15985 | フードイエロー3及びそのレーキ、サンセットイエロー及びそのレーキ | フードサンセットイエロー オレンジイエロー5 イエロー6 イエローNo.6 イエロー6レーキ イエローレーキ6 サンセットイエローFCF FD&Cイエロー6 FD&CイエローNo.6 6-ヒドロキシ-5-[(4-スルホフェニル)アゾ]-2-ナフタレンスルホン酸ジナトリウム | 制限なし。 |
| 49 | 16035 | フードレッド17及びそのレーキ、カレーレッド | FD&CレッドNo.40 アルラレッド レッド40 5-ヒドロキシ[(2-メトキシ-5-メチル-4-スルホフェニル)アゾ]-2-ナフタレンスルホン酸ジナトリウム塩 | 制限なし。 |
| 50 | 16185 | フードレッド9 | アマラント レッド2 アシッドレッド27 | 制限なし。 |
| 51 | 16230 | アシッドオレンジ10 | オレンジ5 オレンジG | 粘膜と接触する製品には使用できない。 |
| 52 | 16255 | アシッドレッド18 及びそのレーキ | ポンソー4R レッドNo.14 赤色102号 フードレッド7 コチニールレッドA 7-ヒドロキシ-8-[4(スルホ-1-ナフタレニル)アゾ]-1, 3-ナフタレンスルホン酸トリナト | 制限なし。 |
| 53 | 16290 | アシッドレッド41 | ポンソー6R フードレッド8 | 制限なし。 |
| 54 | 17200 | アシッドレッド33及びそのレーキ | D&Cレッド33 ファーストアシッドマゼンタ ナフタレンレッドB レッド33 レッドNo.33 赤色227号 フードレッド12 | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|-------------------|--|--|
| 55 | 18050 | アシッドレッド1 | ファーストクリムソン1 レッド2G フードレッド10 赤色11号 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 56 | 18130 | アシッドレッド155 | ファーストレッド3BL | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 57 | 18690 | アシッドイエロー121 | イエローNR ソルベントイエロー21 ソルベントイエローNR | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 58 | 18736 | アシッドレッド180 | レッドRC エルガニルレッドRC | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 59 | 18820 | アシッドイエロー11 | ファーストライトイエロー3G フラバジンL 黄色407号 | 皮膚との接触が短時間の化粧品での使用に限る。 |
| 60 | 18965 | アシッドイエロー17 | フードイエロー5 イエロー2G | 制限なし。 |
| 61 | 19140 | アシッドイエロー23及びそのレーキ | イエロー5 イエロー5レーキ イエローNo.5 フードイエロー4 イエローレーキ5 FD&Cイエロー5 4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-(1-4スルホニルフェニル)-4-[(4-スルホフェニル)アゾ]-1H-ピラゾール-3-カルボン酸トリナトリウム タートラジン | 制限なし。 |
| 62 | 20040 | ピグメントイエロー16 | イエロー9 イエローNo.9 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 色素中の3,3'-ジメチルベンジジンの最大含有量は5 mg/kg。 |
| 63 | 20170 | アシッドオレンジ24 | レゾルシンブラウン ブラウン201 ブラウン1 ブラウンNo.1 D&CブラウンNo.1 D&CブラウンNo.1 4-[[3-[(2, 4-ジメチルフェニル)アゾ]-2, 4-ジヒドロキシフェニル]アゾ]ベンゼンスルホン酸ナトリウム塩 | 粘膜と接触する製品には使用できない。 |
| 64 | 20470 | アシッドブラック1 | ナフトールブルーブラック ベーシックブラック4 黒色401号 ソルベントブラウン12 | 皮膚との接触が短時間の化粧品での使用に限る。 |
| 65 | 21100 | ピグメントイエロー13 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 色素中の3,3'-ジメチルベンジジンの最大含有量は5 mg/kg。 |
| 66 | 21108 | ピグメントイエロー83 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 色素中の3,3'-ジメチルベンジジンの最大含有量は5 mg/kg。 |
| 67 | 21230 | ソルベントイエロー29 | | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 68 | 24790 | アシッドレッド163 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|-------------------------------------|---|-----------------------|
| 69 | 26100 | ソルベントレッド23 | 1-[[4-(フェニルアゾ)フェニル]アゾ]-2-ナフタレノール D&Cレッド17 ファットボンソーG レッド17 レッドNo.17 赤色225号 トネイレッド スーダンIII テトラゾベンゼン-ベータ-ナフトール | 粘膜と接触する製品には使用できない。 |
| 70 | 27290 | アシッドレッド73 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 71 | 27755 | フードブラック2 | | 制限なし。 |
| 72 | 28440 | フードブラック1 | ブリリアントブラック ブリリアントブラックBN ブラックPN | 制限なし。 |
| 73 | 33500 | HCブラウンNo.2 | 1-(3'-トリメチルアンモニウムフェニルアゾ)-2-メチル-4-[(2'', 4''-ジアミノ-5''-フェニルアゾ)-フェニルアゾ]ベンゼンクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 74 | 33505 | HCブラウンNo.1 | 3-[[4-[[ジアミノ(フェニルアゾ)フェニル]アゾ]-1-ナフタレニル]アゾ]N, N, N-トリメチルベンゼンアミニウムクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 75 | 40215 | ダイレクトオレンジ34 | ダイレクトオレンジ39 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 76 | 40800 | フードオレンジ5 | ベータカロテン | 制限なし。 |
| 77 | 40820 | フードオレンジ6 | アポ-カロテナール | 制限なし。 |
| 78 | 40825 | フードオレンジ7 | カロテン酸エチルエステル | 制限なし。 |
| 79 | 40850 | フードオレンジ8 | カンタキサンチン | 制限なし。 |
| 80 | 42040 | ベーシックグリーン1 | N-[4-[[4-(ジエチルアミノ)フェニル]フェニルメチレン]-2, 5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチルエタンアミニウムスルファール | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 81 | 42045 | アシッドブルー1 | フードブルー3 スルファンブルー | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 82 | 42051 | アシッドブルー3及びそのレーキ | フードブルー5 パテントブルーV | 制限なし。 |
| 83 | 42053 | フードグリーン3及びそのレーキ ファーストグリーンFCF | FD&Cグリーン3 N-エチル-N-[4-[[4-[エチル[(3-スルホフェニルメチル)-2, 5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-3-スルホベンゼンメタンアミニウム]ヒドロキシドナトリウム内塩]グリーン3 緑色3号 ジャパングリーン3 | 制限なし。 |
| 84 | 42080 | アシッドブルー7 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|---------------------|---|---|
| 85 | 42090 | アシッドブルー9及びそのレーキ | ブルー1 青色1号 ブリリアントブルーFCF FD&Cブルー1 D&CブルーNo.4 ブルー4 ブルーNo.4 N-エチル-N-[4-[4-[エチル[(3-スルホフェニル)メチル]アミノ]フェニル](2-スルホフェニル)ウチレン*]-2, 5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-3-スルホベンゼンメタンアミノウムジナトリウム塩 | 制限なし。 |
| 86 | 42100 | アシッドグリーン9 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 87 | 42170 | アシッドグリーン22 | フードグリーン2 緑色205号 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 88 | 42510 | ベーシックバイオレット14 | | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 89 | 42520 | ベーシックバイオレット2 | | 最終製品で最大0.1% |
| 90 | 42595 | ベーシックブルー7 | N-[4-[4-(ジエチルアミノ)フェニル][4-(エチルアミノ)-1-ナフタレニル]メチレン]-2, 5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチルエタンアミノウムクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.2%を超えないこと。 |
| 91 | 42735 | アシッドブルー104 | | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 92 | 44045 | ベーシックブルー26及びその塩類 | ソルベントブルー4 ピグメントブルー2 | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、0.25%であること。 |
| 93 | 44090 | アシッドグリーン50 | フードグリーン4 ブリリアントグリーン グリーンS | 制限なし。 |
| 94 | 45100 | アシッドレッド52 | アシッドレッド106 赤色106号 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 95 | 45190 | アシッドバイオレット9 | 赤色401号 ソルベントバイオレット10 ビオラミンR | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 96 | 45220 | アシッドレッド50 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 97 | 45350 | アシッドイエロー73 | アシッドイエローアシッド73 イエローNo.8 黄色202号 D&Cイエロー8 3', 6ジヒドロキシスピロ[イソベンゾフラン-1(3H), 9'-[9H]キサンテン]-3-オンジナトリウム及びジカリウム塩 ウラニン | 最終製品で6%を超えないこと。 |
| 98 | 45350:1 | ソルベントイエロー94及びそのレーキ類 | イエロー7 イエローNo.7 黄色201号 D&Cイエロー7 フルオレセイン | 最終製品で6%を超えないこと。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|------------------------|---|--|
| 99 | 45370:1 | ソルベントレッド72及びそのレーキ類 | ジブロモフルオレsein ジブロモフルオレseinの遊離酸 D&Cオレンジ5 ソルベントレッド72 オレンジ5 オレンジNo.5 だいたい色201号 | 制限なし。 |
| 100 | 45380 | アシッドレッド87及びそのレーキ類 | D&Cレッド22 エオシン エオシンY レッド22 レッドNo.22 レッドNo.28 赤色230号 2', 4', 5', 7'-テトラブromo3', 6'-ジヒドロキシスピロ[イソベンゾフラン-1(3H), 9'-[9H]キサンテン*]-3-オンニナトリウム塩 | 制限なし。 |
| 101 | 45380:2 | ソルベントレッド43 及びそのレーキ類 | 2', 4', 5', 7'-テトラブromo-3', 6'-ジヒドロキシスピロ[イソベンゾフラン-1(3H), 9'-[9H]キサンテン*]-3-オン D&Cレッド21 ソルベントレッド43 レッド21 レッドNo.21 赤色223号 テトラブromoフルオレsein テトラブromoフルオレseinの遊離酸 | 制限なし。 |
| 102 | 45396 | ソルベントオレンジ16 | | 唇用の製品で使用する場合、最大1% |
| 103 | 45405 | アシッドレッド98 | | フルオレseinは最大1%、モノブromoフルオレseinは最大2%。目の付近周縁に塗布する製品での使用は認められない。 |
| 104 | 45410 | アシッドレッド92及びそのレーキ類 | シアノシン D&Cレッド28 フロキシンB フロキシンBK レッド28 レッドNo.28 赤色231号 2', 4', 5', 7'-テトラブromo-4, 5, 6, 7-テトラクロロ-3', 6'-ジヒドロキシスピロ[イソベンゾフラン-1(3H), 9'-[9H]キサンテン]-3-オンニナトリウム塩 | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|------------------------|---|--------------------|
| 105 | 45410:1 | ソルベントレッド48及びそのレーキ類 | 2', 4', 5', 7'-テトラブロモ-4, 5, 6, 7-テトラクロロフルオレセイン D&Cレッド27 フロキシンB フロキシンの遊離酸 レッド27 レッドNo.27 赤色218号 | 制限なし。 |
| 106 | 45410:2 | レッドNo.28アルミニウムレーキ | D&Cレッド28レーキアルミニウム 2, 4, 5, 7-テトラブロモ-4, 5, 6, 7-テトラクロロフルオレセインニナトリウム塩 | 制限なし。 |
| 107 | 45425 | アシッドレッド95 | オレンジ11 オレンジNo.11 D&Cオレンジ11 エリトロシン黄ナトリウム だいたい色207号 3', 6'-ジヒドロキシ-4', 5', ジョードスピロ [イソベンゾフラン]-1-(3H), 9-[9Hキサンテン]-3-オンニナトリウム塩 | 制限なし。 |
| 108 | 45425:1 | ソルベントレッド73 及びそのレーキ類 | オレンジ10 オレンジNo.10 D&Cオレンジ10 ジョードフルオレセイン ジョードエオシン ジソルベントレッド73 4', 5'-ジョードフルオレセイン、2', 4', 5'-トリヨードフルオレセイン及び2', 4', 5', 7'-テトラフルオレセインから成る混合物 だいたい色206号 | 制限なし。 |
| 109 | 45425:2 | ピグメントレッド91 | オレンジ10 | 制限なし。 |
| 110 | 45430 | アシッドレッド51及びそのレーキ類 | FD&Cレッド3 エリトロシン レッド3 フードレッド14 | 制限なし。 |
| 111 | 47000 | ソルベントイエロー33 | 2-(2-キノリル)-1H-インデン-1, 3(2H)-ジオン キノリンイエローSS イエローNo.11 黄色204号 D&Cイエロー11 ソルベントイエロー33 キノフタロン | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|-------------------|--|-----------------------|
| 112 | 47005 | アシッドイエロー3及びそのレーキ類 | イエロー10 フードイエロー13 カナリアイエロー キノリンイエロー キノリンイエローWS イエローNo.10 黄色203号 D&Cイエロー10 2-(2-キノリル)-1H-インデン-1, 3(2H)-ジオンのスルホン酸ナトリウム塩及びニスルホン酸ナトリウム塩の混合物 | 制限なし。 |
| 113 | 50325 | アシッドバイオレット50 | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 114 | 50420 | アシッドブラック2 | ブラックNo.2 | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 115 | 51319 | ピグメントバイオレット23 | バイオレットNo.10 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 116 | 56059 | ベーシックブルー99 | 3-[(4-アミノ-6-ブロモ-5, 8-ジヒドロ-1-ヒドロキシ-8-イミノ-5-オキソ-2-ナフトレニル)アミノ]-N, N, N-トリメチルベンゼンアミニウムクロリド 2-ブロモ-4, 8-ジアミノ-6-(3-トリメチルアンモニウム)-フェニルアミノ-1, 5-ナフトキ | 制限なし。 |
| 117 | 58000 | ピグメントレッド83 | 1, 2-アントラキノンジオール | 制限なし。 |
| 118 | 59040 | ソルベントグリーン7 | D&Cグリーン8 ピラニン 濃縮ピラニン 8-ヒドロキシ-1,3,6-ピレントリスルホン酸三ナトリウム塩 グリーン8 緑色204号 | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 119 | 60710 | ディスパースレッド15 | 1-アミノ-4-ヒドロキシ-9,10-アントラセンジオン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 120 | 60724 | ディスパースバイオレット27 | バイオレットB | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 121 | 60725 | ソルベントバイオレット13 | 1-ヒドロキシ-4-[(4メチルフェニル)アミノ]-9, 10-アントラセンジオン アリズロールSS D&Cバイオレット2 D&CバイオレットNo.2 アリズロールパープルSS 紫色201号 バイオレット2 バイオレットNo.2 バイオレットNo.3 | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|---------------|---|-----------------------|
| 122 | 60730 | アシッドバイオレット43 | Ext. D&Cバイオレット2 Ext. D&CバイオレットNo.2 Ext. バイオレット2 Ext. バイオレットNo.2 アリズロールパープル 紫色401号 2-[9, 10-ジヒドロ-4-ヒドロキシ-9, 10-ジオキソ-1-アントラセニル)アミノ]-5-メチルベンゼンスルホン酸モノナトリウム塩 アリズリンバイオレット アリズロールバイオレット | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 123 | 61100 | ディスパースバイオレット1 | 1, 4-ジアミノアントラキノン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 124 | 61105 | ディスパースバイオレット4 | 1-アミノ-4-メチルアミノアントラキノン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 125 | 61505 | ディスパースブルー3 | 1-メチルアミノ-4-(β-ヒドロキシエチル)-アミノアントラキノン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 126 | 61565 | ソルベントグリーン3 | 1, 4-ビス[(4-メチルフェニル)アミノ]-9, 10-アントラセンジオン D&Cグリーン6 D&CグリーンNo.6 グリーン6 グリーンNo.6 緑色202号 キニザリングリーンSS | 制限なし。 |
| 127 | 61570 | アシッドグリーン25 | D&Cグリーン5 D&CグリーンNo.5 グリーン5 グリーンNo.5 緑色201号 アリザリンシアニンググリーン アリザリンシアニンググリーンF 2, 2', -[(9, 10-ジヒドロ-9, 10-ジオキソ-1, 4-アントラセンジイル)ジイミノ]ビス[5-メチルベンゼンスルホン酸]ナトリウム塩 | 制限なし。 |
| 128 | 61585 | アシッドブルー80 | ブルーNo.16 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 129 | 62015 | ディスパース11 | 1, 4-ジアミノ-2-メトキシアントラキノン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 130 | 62045 | アシッドブルー62 | アシッドブルー65 ブルーNo.17 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 131 | 69800 | フードブルー4 | ブルー4 アントラキノンブルー バットブルー4 インダントレンブルーRS | 制限なし。 |
| 132 | 69825 | バットブルー6 | 7, 16-ジクロロ-6, 15-ジヒドロ-5, 9, 14, 18-アントラジンテトロン ブルー9 カルバンスレンブルー インダントレンブルーBC ブルーNo.9 青色204号 D&CブルーNo.9 ピグメントブルー64 | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|-------------------|---|-----------------------|
| 133 | 71105 | ピグメントオレンジ43 | オレンジ7 インダントレンブリリアントオレンジGR バットオレンジ7 | 粘膜と接触しない製品での使用に限る。 |
| 134 | 73000 | ピグメントブルー66 | ブルー1 インジゴブルー 青色208号 インジゴ 合成インジゴ | 制限なし。 |
| 135 | 73015 | アシッドブルー74及びそのレーキ類 | フードブルー1 ブルー2 青色2号 FD&CブルーNo.2 インジゴチン インジゴカルミン ピグメントブルー64 2-(1,3-ジヒドロ-3-オキソ-5-スルホ- 2H-インドール-2-イリデン)-2,3-ジヒドロ -3-オキソ-1H-インドール-5-スルホン酸 二ナトリウム、ニカリウム及びニカルシウム塩 | 制限なし。 |
| 136 | 73360 | バットレッド1及びそのレーキ類 | 6-クロロ-2-(6-クロロ-4-メチル-3-オ キソベンゾ[b]チオフェン-2(3H)-イリデン)- 4-メチル-ベンゾ[b]チオフェン-3(2H)-オ バットバーミリオン D&Cレッド30 ヘリンドピンクCN レッド30 赤色226号 | 制限なし。 |
| 137 | 73385 | ピグメントバイオレット36 | フタロシアニンブルー インデントレンレッドバイオレット バイオレット2 バイオレット4 バイオレットNo.4 バットバイオレット2 | 制限なし。 |
| 138 | 73900 | ピグメントバイオレット19 | キナクリドンバイオレット | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 139 | 73915 | ピグメントレッド122 | キナクリドンマゼンタ レッドNo.11 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 140 | 74100 | ピグメントブルー16 | ブルーNo.12 銅を含まないフタロシアニン | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 141 | 74160 | ピグメントブルー15 | 青色404号 フタロシアニンブルー 銅フタロシアニン | 制限なし。 |
| 142 | 74180 | ダイレクトブルー86 | ブルーNo.26 フタロスルホン酸ブルー 銅フタロシアニンジスルホン酸 | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |
| 143 | 74260 | ピグメントグリーン7 | ポリクロロ度銅フタロシアニン グリーンNo.10 フタロシアニングリーン | 目の周縁に塗布する製品での使用を除く。 |
| 144 | 75100 | ナチュラルレッド1 | ナチュラルイエロー6 ナチュラルイエロー19 サフラン サフラン抽出物 | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|---|---|---|
| 145 | 75120 | ナチュラルオレンジ4 アナトー | 4, 8, 13, 17テトラメチル, 2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18エイコサンオナエン二酸 ベニノキ ビキシン オレンジNo.12 ノルビキシン | 制限なし。 |
| 146 | 75125 | ナチュラルイエロー27 | リコベン ピオラクサンチン | 制限なし。 |
| 147 | 75130 | ナチュラルイエロー26 ベータカロテン | フードオレンジ5 ベータカロテン(天然) 天然カロテン オレンジNo.15 | 制限なし。 |
| 148 | 75135 | ナチュラルイエロー27 | ルビキサンチン | 制限なし。 |
| 149 | 75170 | ナチュラルホワイト1 グアニン | 2-アミノ-1, 7-ジヒドロ-6H-プリン-6-オ ホワイトNo.23 パールエッセンス | 制限なし。 |
| 150 | 75300 | ナチュラルイエロー3 | インドサフラン クルクミン ジフェルロイルメタン | 制限なし。 |
| 151 | 75470 | ナチュラルレッド4及びそのレーキ類 カルミン | 7-β-D-グルコーピラノシル-9, 10-ジヒド ロ-3, 5, 6, 8-テトラヒドロキシ-1-メチル- 9, 10-ジヒドロ-3, 5, 6, 8-1-メチル-9, 10 -ジオキソ-2-アントラセンカルボン酸 カルミン酸 コチニールカルミン コチニール抽出物(エンジムシ(Cactus cacti L) の抽出物)) レッドNo.25 | 制限なし。 |
| 152 | 75480 | ヘンナ | ナチュラルオレンジ6 | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 153 | 75810 | マグネシウムとフェオフィチンAの錯体(クロロフィルA) マグネシウムとフェオフィチンBの錯体(クロロフィルB) マグネシウムフェオフィチン | フェオフィチンAとマグネシウムの錯体(クロロ フィルA) マグネシウムとフェオフィチンBの錯体(クロロ フィルB) クロロフィル ナトリウム、銅及びカリウムクロロフィリン マグネシウムフェオフィチン グリーンNo.12 | 制限なし。 |
| 154 | 76030 | 4-ニトロ-m-フェニレンジアミン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 155 | 76042 | 2, 5-ジアミノトルエン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 156 | 76043 | 2, 5-ジアミノトルエン硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 157 | 76061 | p-フェニレンジアミン塩酸塩 | p-フェニレンジアミン塩酸塩 | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 158 | 76065 | 2-クロロ-p-フェニレンジアミン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 159 | 76066 | 2-クロロ-p-フェニレンジアミン硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 160 | 76070 | 2-ニトロ-p-フェニレンジアミン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.3%または過酸 化水素と組み合わせる場合、0.15%であること。 |
| 161 | 76075 | N, N-ジメチル-p-フェニレンジアミン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 162 | 76076 | N, N-ジメチル-p-フェニレンジアミン硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 163 | 76085 | N-フェニル-p-フェニレンジアミン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 164 | 76086 | N-フェニル-p-フェニレンジアミン塩酸塩 | N-フェニル-p-フェニレンジアミン塩酸塩 | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 165 | 76120 | 4, 4'-ジアミノジフェニルアミン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 166 | 76510 | 4-クロロレソルシノール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|---------|--------------------------------|---|---|
| 167 | 76520 | o-アミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。頭髪を染めるための酸化染料では、2.0%。過酸化水素と組み合わせる場合、最大濃度は1.0%であること。 |
| 168 | 76540 | ピクラミン酸 2-アミノ-4, 6-ジニトロフェノール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 169 | 76545 | m-アミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。頭髪を染めるための酸化染料では、2.0%。過酸化水素と組み合わせる場合、最大濃度は1.0%であること。 |
| 170 | 76550 | p-アミノフェノール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 171 | 76605 | 1-ナフトール | ナフタリン酸 アルファナフトール 1-ナフタレノール | 頭髪用染毛剤での使用に限る。頭髪を染めるための酸化染料では、2.0%。過酸化水素と組み合わせる場合、最大濃度は1.0%であること。 |
| 172 | 76625 | 1, 5-ナフタレンジオール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 173 | 76645 | 2, 7-ナフタレンジオール | 2, 7-ジヒドロキシナフタレン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 174 | 77000 | ピグメントメタル1 アルミニウム粉末 | メタルアンモニウム | 制限なし。 |
| 175 | 77002 | ピグメントホワイト24 | アルミナ 水酸化アルミニウム | 制限なし。 |
| 176 | 77004 | ピグメントホワイトNo.19 カオリン | 炭酸マグネシウム及びカルシウム、水酸化第二鉄、マイカ、石英を含む含水ケイ酸アルミニウム ベントナイト ウィルキナイト | 制限なし。 |
| 177 | 77007 | ピグメントブルー-29 | ウルトラマリンブルー ブルーNo.13 ピグメントバイオレット15 ウルトラマリンレッド、ピンク及びバイオレット 群青 | 制限なし。 |
| 178 | 77013 | ピグメントグリーン24 群青 | ウルトラマリングリーン | 制限なし。 |
| 179 | 77015 | ピグメントレッド101:1 | ピグメントレッド101 ピグメントレッド102 ケイ酸アルミニウムと酸化鉄 | 制限なし。 |
| 180 | 77019 | ピグメントホワイト20 マイカ | ケイ酸アルミニウムカリウム | 制限なし。 |
| 181 | 77120 | ピグメントホワイト21, 22, 23 | 硫酸バリウム バライト | 制限なし。 |
| 182 | 77163 | ピグメントホワイト14 | ピグメントホワイト31 オキシ塩化ビスマス | 制限なし。 |
| 183 | 77220 | ピグメントホワイト18 | 炭酸カルシウム 石灰 | 制限なし。 |
| 184 | 77231 | ピグメントホワイト25 硫酸カルシウム | 硫酸カルシウム二水和物 | 制限なし。 |
| 185 | 77266 | カーボンブラック | D&CブラックNo.2 アセチレンブラック ベンゾールブラック ピグメントブラック6 ピグメントブラック7 | 制限なし。 |
| 186 | 77267 | ピグメントブラック9 | | 制限なし。 |
| 187 | 77268:1 | フードブラック3 | ピグメントブラック8 | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|---|--|-------------------|
| 188 | 77288 | ピグメントブラック17 酸化クロムグリーン | クロムヒドロキシドグリーン 酸化クロム 酸化クロムグリーン クロムグリーンオキシド クロムオキシドグリーン | クロム酸イオンを含有しないこと。 |
| 189 | 77289 | ピグメントグリーン18 水酸化クロムグリーン | 酸化クロム水和物 含水酸化クロム クロムヒドロキシドグリーン 水酸化クロムグリーン グリーンNo.11 ベリジアン | クロム酸イオンを含有しないこと。 |
| 190 | 77346 | ピグメントブルー28 | ピグメントブラック14 コバルトブルー 酸化コバルト及びアルミニウム | 制限なし。 |
| 191 | 77400 | ピグメントメタル2 | 金属銅 銅粉末 金属ブロンズ ブロンズ粉末 | 制限なし。 |
| 192 | 77480 | ピグメントメタル3 | 金属金 | 制限なし。 |
| 193 | 77489 | 酸化鉄 | 酸化鉄II 酸化鉄 | 制限なし。 |
| 194 | 77491 | ピグメントレッド101 酸化鉄 | 無水酸化鉄(III) 無水酸化第二鉄 ピグメントブラウン6 ピグメントレッド101 ピグメントレッド102 | 制限なし。 |
| 195 | 77492 | ピグメントイエロー42 酸化鉄 | イエローNo.19 含水酸化鉄(III) 含水酸化第二鉄 ピグメントイエロー43 ピグメントブラウン6:1 | 制限なし。 |
| 196 | 77499 | ピグメントブラック11 酸化鉄 | ブラックNo.16 酸化鉄(II, III) 四酸化三鉄ピグメントブラウン7 | 制限なし。 |
| 197 | 77510 | ピグメントブルー27 フェロシアン化第二鉄 ピグメントグリーン15 フェロシアン化第二鉄アンモニウム | ピグメントブルー27 フェロシアン化第二鉄 フェロシアン化鉄III ピグメントグリーン15 フェロシアン化第二鉄アンモニウム | シアン化物イオンを含有しないこと。 |
| 198 | 77711 | 酸化マグネシウム | | 制限なし。 |
| 199 | 77713 | ピグメントホワイト18炭酸マグネシウム | 炭酸マグネシウム塩 炭酸マグネシウム | 制限なし。 |
| 200 | 77742 | ピグメントバイオレット16 マンガンバイオレット | ピロリン酸マンガンアンモニウム ミネラルバイオレット バイオレットNo.18 マンガンバイオレット | 制限なし。 |
| 201 | 77745 | リン酸マンガン | o-リン酸マンガン | 制限なし。 |
| 202 | 77820 | 銀 | | 制限なし。 |
| 203 | 77891 | ピグメントホワイト6 | ホワイトNo.21 二酸化チタン 酸化チタン | 制限なし。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|------------------------------------|--|--|
| 204 | 77947 | ピグメントホワイト4 | 亜鉛 酸化亜鉛 亜鉛白 | 制限なし。 |
| 205 | 77950 | 炭酸亜鉛 | 炭酸亜鉛塩 炭酸亜鉛 | 制限なし。 |
| 206 | 77975 | ピグメントブラック17 | 硫化亜鉛 | 制限なし。 |
| 207 | 42520 | ベーシックバイオレット2 | | 最終製品で最大0.1%。 |
| 208 | 未報告 | 3, 4-ジアミノ安息香酸及びその塩類 | | 最終製品で2.0%を超えないこと。頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 209 | 未報告 | 2-ヒドロキシエチルピクラミン酸及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 210 | 未報告 | ベーシックイエロー87 | 1-メチル-4-[(メチルフェニルヒドラゾノ)メチル]ピリジニウムメチルスルファート | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 211 | 未報告 | 5-アミノ-6-クロロ- <i>o</i> -クレゾール | | 酸化染料および非酸化染料ともに2.0% |
| 212 | 未報告 | 2-アミノ-6-クロロ-4-ニトロフェニール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 213 | 未報告 | 4-アミノ- <i>m</i> -クレゾール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 214 | 未報告 | 6-アミノ- <i>m</i> -クレゾール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 215 | 未報告 | 6-アミノ- <i>o</i> -クレゾール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 216 | 未報告 | 3-アミノ-2, 4-ジクロロフェノール | 1-ヒドロキシ-3-アミノ-2, 4-ジクロロベンゼン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 217 | 未報告 | 5-アミノ-2, 6-ジメトキシ-3-ヒドロキシピリジン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 218 | 未報告 | 2-アミノ-5-エチルフェノールHCL | | 頭髪用染毛剤で最大1% |
| 219 | 未報告 | 2-アミノ-4-ヒドロキシエチル-アミノアニソール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 220 | 未報告 | 2-アミノ-3-ヒドロキシピリジン | 3-ピリジノール, 2-アミノ- 2-アミノ-3-ヒドロキシピリジン 2-アミノ-3-ピリジノール 2-アミノピリジン-3-オール 3-ヒドロキシ-2-アミノピリジン 3-ヒドロキシ-2-ピリジニアミノ | 頭髪用染毛剤での使用に限る。消費者へ小売する製品で1.0%。 |
| 221 | 未報告 | 4-アミノ-2-ヒドロキシトルエン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 222 | 未報告 | 2-アミノ-3-ニトロフェノール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 223 | 未報告 | 4-アミノ-3-ニトロフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 224 | 未報告 | 2-アミノメチル- <i>p</i> -アミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 225 | 未報告 | <i>m</i> -アミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 226 | 未報告 | <i>o</i> -アミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 227 | 未報告 | ベーシックオレンジ31 | 2-[(4-アミノフェニル)アゾ]-1, 3-ジメチル-1 <i>H</i> -イミダゾリウムクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 228 | 未報告 | アントシアン | | 制限なし。 |
| 229 | 未報告 | ブロモチモールブルー | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限り、2.0%であること。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|---|--|--|
| 230 | 未報告 | ディスパースブルー-377 | | 半永久非酸化染毛剤において最大2% (W/V)。 |
| 231 | 未報告 | HCブルー-16 | N, Nジメチル-3-([4-(メチルアミノ)-9, 10-ジオキソ-9, 10-ジヒドロ-1-アンラセニル]アミノ)-N-プロピル-1-アミノプロパン | 半永久非酸化染毛剤において最大 3% W/W |
| 232 | 未報告 | テトラプロモフェノールブルー | 4, 4'- (4, 5, 6, 7-テトラプロモ-1, 1'-ジオキソ-3H-2, 1-ベンゾオキサチオール-3-イリデン)ビス-2, 6-ジプロモフェノール カーデックストウル-ブルートウル-ブルー | 最大0.20 % |
| 233 | 未報告 | ベタニン | | 制限なし。 |
| 234 | 未報告 | ナチュラルブラウン10 カラメル | | 制限なし。 |
| 235 | 未報告 | カプサンチン | カプソルピン | 制限なし。 |
| 236 | 未報告 | クエン酸ビスマス | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 237 | 未報告 | 6-クロロ-4-ニトロ-2-アミノフェノールクロロヒドレート | 6-クロロ-4-ニトロ-2-アミノフェノールクロロヒドレート | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 238 | 未報告 | 2-メトキシメチル-p-アミノフェノールクロロヒドレート | エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム及び銅エデト酸銅 2-メトキシメチル-p-アミノフェノールクロロヒドレート | シャンプーでの使用に限る。 |
| 239 | 未報告 | N-メトキシエチル-p-フェニレンジアミンクロロヒドレート | 1, 4-ジメチル-7-(1-メチルエチル)-アズレン アズレン オイカズレン N-メトキシエチル-p-フェニレンジアミンクロロヒドレート | 外用製品での使用に限る。目の周縁および唇に塗布する製品には使用できない。 |
| 240 | 未報告 | 2-クロロ-6-エチルアミノ-4-ニトロフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 241 | 未報告 | 2-クロロ-5-ニトロ-N-ヒドロキシエチル-p-フェニレンジアミン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 242 | 未報告 | ジアミノフェノール類 | | 10.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 243 | 未報告 | 2, 4-ジアミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 244 | 未報告 | 2, 4-ジアミノフェノキシエタノール及びその塩類 | 2, 4-ジアミノフェノキシエタノールクロロヒドレート | 頭髪用染毛剤での使用に限る。4.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、2.0%であること。 |
| 245 | 未報告 | 2, 4-ジアミノ-5-メチルフェネトール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 246 | 未報告 | 2, 4-ジアミノ-5-メチルフェノキシエタノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 247 | 未報告 | 1, 3-ビス-(2, 4-ジアミノフェノキシ)プロパン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 248 | 未報告 | 2, 6-ジアミノ-3-((ピリジン-3-イル)アゾ)ピリジン | | 最大0.25% W/W 頭髪用の半永久(非酸化)染毛剤およびに永久(酸化)染毛剤において。 |
| 249 | 未報告 | 3, 4-ジアミノトルエン | | 10%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 250 | 未報告 | 2, 6-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)-3, 5-ピリジンジアミンジクロロヒドレート | 2, 6-ビス(2-ヒドロキシエトキシ)-3, 5-ピリジンジアミンジクロロヒドレート | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 251 | 未報告 | 4, 5-ジアミノ-1-メチルピラゾールジクロロヒドレート | 4, 5-ジアミノ-1-メチルピラゾールジクロロヒドレート | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 252 | 未報告 | 2, 6-ジヒドロキシ-3, 4-ジメチルピリジン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|-----------------------------------|--|---|
| 253 | 未報告 | ジヒドロキシインドール 5, 6, -ジヒドロキシインドール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 254 | 未報告 | 2, 3-ジアミノジヒドロピラゾロピラゾロンジメスルホン酸 | | 最大 2%、頭髪用酸化染毛剤において。 |
| 255 | 未報告 | 2, 6-ジメトキシ-3, 5-ピリジンジアミン及びその塩類 | 2, 6-ジメトキシ-3, 5-ピリジンジアミンジクロロハイドレート | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 256 | 未報告 | ステアリン酸アルミニウム | | 制限なし。 |
| 257 | 未報告 | ステアリン酸カルシウム | | 制限なし。 |
| 258 | 未報告 | ステアリン酸マグネシウム | | 制限なし。 |
| 259 | 未報告 | ステアリン酸亜鉛 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、0.25%であること。 |
| 260 | 未報告 | o-フェニレンジアミン及びその塩類 | | 6.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 261 | 未報告 | m-フェニレンジアミン及びその塩類 | | 6.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 262 | 未報告 | p-フェニレンジアミン及びその塩類 | | 6.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 263 | 未報告 | フェニルメチルピラゾロン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、0.25%であること。 |
| 264 | 未報告 | HCイエロー2 | 2-[(2-ニトロフェニル) アミノ] エタノール | 制限なし。 |
| 265 | 未報告 | HCイエローNo.5 | 1-アミノ-2(β-ヒドロキシエチル)-アミノ-5-ニトロベンゼン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 266 | 未報告 | HCイエローNo.6及びその塩類 | 3-[[2-ニトロ-4(トリフルオロメチル)フェニル] アミノ] 1, 2-プロパンジオール | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 267 | 未報告 | HCイエローNo.10及びその塩類 | 1, 5-ジ(β-ヒドロキシエチル)アミノ-2-ニトロ-4-クロロベンゼン | 0.2%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 268 | 未報告 | HCイエローNo.12及びその塩類 | 2-[(4-クロロ-2ニトロフェニル) アミノ] エタノール | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 269 | 未報告 | HCイエロー13 | 4-(2'-ヒドロキシエチル)-アミノ-3-ニトロフルオロメチルベンゼン | 最終製品で最大2.5% |
| 270 | 未報告 | HCオレンジNo.2及びその塩類 | 1-(β-アミノエチルアミノ)-4-(β-ヒドロキシエチロキシ)-2-ニトロベンゼン | 1%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 271 | 未報告 | HCオレンジNo.3 | 1-(2, 3-ジヒドロキシプロピルオキシ)-3-ニトロ-4-(2-ヒドロキシエチルアミノ)-ベン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 272 | 未報告 | HCブルーNo.2 及びその塩類 | N1,N4,N4, -トリス-(2-ヒドロキシエチル)-2-ニトロ-p-フェニレンジアミン | 2.8%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 273 | 未報告 | HCブルーNo.7 | 6-メトキシ-N2-メチル-2,3-ピリジンジアミ | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 274 | 未報告 | HCブルーNo.9及びその塩類 | 3-[[4[エチル(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-ニトロフェニル] アミノ]-1,2-プロパンジオールクロロハイドレート 3-[[4[エチル(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-ニトロフェニル] アミノ]-1,2-プロパンジオールクロロハイドレート | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 275 | 未報告 | HCブルーNo.10及びその塩類 | 1-[(2',3'-ジヒドロキシプロピル) アミノ]-2-ニトロ-4-[メチル-(2'-ヒドロキシエチル)アミノ]ベンゼン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 276 | 未報告 | HCブルーNo.11及びその塩類 | 1-[(2-メトキシエチル) アミノ]-2-ニトロ-4-[ジ-(2'-ヒドロキシエチル)アミノ]ベンゼン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 277 | 未報告 | HCブルーNo.12及びその塩類 | 2-[4-[エチル(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-ニトロフェニル]アミノ]エタノール塩酸塩 | 頭髪用染毛剤での使用に限る。1.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、0.75%であること。 |
| 278 | 未報告 | HCブルー15 | 4-[(2,6-ジクロロフェニル) (4-イミノ-3,5-ジメチル-2-5-シクロヘキサジエン-1-イリデン)メチル]-2-6-ジメチルベンゼンアミンリジエイドブルーガーデックスジェイドブルー | 最終製品で最大0.2% |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|--|---|---|
| 279 | 未報告 | HCLレッドNo.3 | 2-[(4-アミノ-2-ニトロフェニル)アミノ]エタノール | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 280 | 未報告 | HCLレッドNo.7 | 2-(4-アミノ-3-ニトロアニリン)エタノール | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 281 | 未報告 | HCLレッドNo.10 及びその塩類 | 3-[(4-アミノ-2-クロロ-5-ニトロフェニル)アミノ-1, 2-プロパンジオール] | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 282 | 未報告 | HCLレッドNo.11 及びその塩類 | 3, 3'-[(2-クロロ-5-ニトロ, 1, 4-フェニル)ジミノ]ビス-1, 2-プロパンジオール 1, 4-ビス-(2', 3'-ジヒドロキシプロピル)アミノ-2-ニトロ-5-クロロベンゼン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 283 | 未報告 | HCLレッドNo.13 及びその塩類 | 2, 2'-[(4-アミノ-3-ニトロフェニル)イミノ]ビスエタノールヒドロクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.25%であること。 |
| 284 | 未報告 | HCグリーンNo.1 | 2-(β-ヒドロキシエチルアミノ)-5-(4'-ビス(β-ヒドロキシエチル)アミノ)-アニリノ-1, 4-ベンゾキノ | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 285 | 未報告 | HCバイオレットNo.1 及びその塩類 | アミノ-3-メチル-4-(2-ヒドロキシエチル)アミノ-6-ニトロベンゼン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、0.25%であること。 |
| 286 | 未報告 | HCバイオレットNo.2 及びその塩類 | 1-γ-ヒドロキシプロピルアミノ-2-ニトロ-4-ビス-(β-ヒドロキシエチル)-アミノベン | 2.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 287 | 未報告 | ヒドロキシベンゾモルホルリン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 288 | 未報告 | 2-ヒドロキシエチルアミノ-5-ニトロアニソール及びその塩類 | | 1.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 289 | 未報告 | ヒドロキシエチルアミノメチル-p-アミノフェノール及びその塩類 | ヒドロキシエチルアミノメチル-p-アミノフェノール塩酸塩 | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 290 | 未報告 | ヒドロキシエチル-2, 6-ジニトロ-p-アニシジン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 291 | 未報告 | ヒドロキシエチル-2-ニトロ-p-トルイジン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 292 | 未報告 | ヒドロキシエチル-3, 4-メチレンジオキシアニリン及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 293 | 未報告 | N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-2-ニトロ-p-フェニレン | | 制限なし。 |
| 294 | 未報告 | N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-2-ニトロ-p-フェニレンジアミン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 295 | 未報告 | 4-ヒドロキシインドール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 296 | 未報告 | 6-ヒドロキシインドール | 1H-インドール-6-オール | 制限なし。 |
| 297 | 未報告 | 4-ヒドロキシプロピルアミノ-3-ニトロフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。5.2%または過酸化水素と組み合わせる場合、2.6%であること。 |
| 298 | 未報告 | ヒドロキシプロピルビス-[N-ヒドロキシエチル-p-フェニレンジアミン]及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 299 | 未報告 | ラクトフラビン | | 制限なし。 |
| 300 | 未報告 | 3-メチルアミノ-4-ニトロフェノキシエタノール | | 1.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 301 | 未報告 | p-メチルアミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。3.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.5%であること。 |
| 302 | 未報告 | 2-メチル-5-ヒドロキシエチルアミノフェノール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 303 | 未報告 | 2-メチルレゾルシノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。2.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、1.0%であること。 |
| 304 | 未報告 | 3, 4-メチレンジオキシアニリン | | 制限なし。 |
| 305 | 未報告 | 3, 4-メチレンジオキシフェノール | | 制限なし。 |
| 306 | 未報告 | 2-メチル-5-ヒドロキシエチルアミノフェノール | | 制限なし。 |
| 307 | 未報告 | 1, 7-ナフタレンジオール及びその塩類 | 1, 7-ジヒドロキシナフタレン | 頭髪用染毛剤での使用に限る。1.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、0.5%であること。 |

| No. | C.I.番号 | 一般名称 | 化学名及び別名 | 備考 |
|-----|--------|------------------------------------|--|---|
| 308 | 未報告 | ディスパースブラック9 | | 制限なし。 |
| 309 | 未報告 | 硝酸銀 | | 眉およびまつ毛を染めるための製品に限り、最大4.0%であること。 |
| 310 | 未報告 | 2-ニトロ-5-グリセリルメチルアニリン | | 制限なし。 |
| 311 | 未報告 | 3-ニトロ-p-ヒドロキシエチルアミノフェノール及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。6.0%または過酸化水素と組み合わせる場合、3.0%であること。 |
| 312 | 未報告 | 6-ニトロ-2, 5-ピリジンジアミン及びその塩類 | | 3.0%で頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 313 | 未報告 | 6-ニトロ-o-トルイジン | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 314 | 未報告 | (4-ニトロフェニル)アミノエチル尿素及びその塩類 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。0.5%または過酸化水素と組み合わせる場合、0.25%であること。 |
| 315 | 未報告 | レゾルシノール | | 最大5.0% |
| 316 | 未報告 | アシッドレッド195 | | 目の周縁および唇に塗布する製品には使用できない。 |
| 317 | 未報告 | ベーシックレッド51 | 2-[[[(ジメチルアミノ)フェニル]アゾ]-1, 3-ジメチル-1H-イミダゾリウムクロリド | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 318 | 未報告 | ディスパースレッド17 | 1-(4'-ニトロフェニルアゾ)-2-メチル4-β-ス-β-ヒドロキシエチル)アミノベンゼンセドナレッド | 最終製品で最大1.0% |
| 319 | 未報告 | ケイ酸カルシウム | | 制限なし。 |
| 320 | 未報告 | p-アミノフェノール硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 321 | 未報告 | 3-エチルアミノ-p-クレゾール硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 322 | 未報告 | ヒドロキシエチルp-フェニレンジアミン硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 323 | 未報告 | 1-ヒドロキシエチル-4, 5-ジアミノピラゾール硫酸塩 | | 2.5%、頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 324 | 未報告 | 2-メトキシ-p-フェニレンジアミン硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 325 | 未報告 | N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-p-フェニレンジアミン硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 326 | 未報告 | N, N-ジエチル-m-アミノフェノール硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 327 | 未報告 | p-フェニレンジアミン硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 328 | 未報告 | p-メチルアミノフェノール硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。最大3.0% |
| 329 | 未報告 | 2, 5, 6-トリアミノ-4-ピリミジノール硫酸塩 | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 330 | 未報告 | チモール 5-メチル-2-(1-メチルエチル)フェノール | | 頭髪用染毛剤での使用に限る。 |
| 331 | 未報告 | プロモクレゾールグリーン | | 皮膚との接触が短時間の製品での使用に限る。 |